

地方公共団体の財務制度に関する研究会

参考資料集

目次

| | | |
|----------|----------------------------------|-----|
| 参考資料 1 | 地方自治法における財務規定の位置づけ | 3 1 |
| 参考資料 2 | 地方財務会計関連制度に係る法体系 | 3 2 |
| 参考資料 3 | 地方自治法と国の財務会計制度を規定する法律との関係 | 3 3 |
| 参考資料 4 | 現行の財務制度に関する法令事項と条例等事項の区分 (例) | 3 4 |
| 参考資料 5 | 地方財務会計制度の仕組み | 3 6 |
| 参考資料 6 | 昭和 38 年から現在に至るまでの財務規定の主な改正内容について | 3 7 |
| 参考資料 7 | 最近の財務会計制度に関する議論について | 3 8 |
| 参考資料 8 | 地方公共団体の財務制度の意義について | 4 1 |
| 参考資料 9 | 地方公共団体の予算について | 4 2 |
| 参考資料 1 0 | 会計年度及びその独立の原則 | 4 3 |
| 参考資料 1 1 | 会計年度所属区分 | 4 4 |
| 参考資料 1 2 | 総計予算主義の原則 | 4 5 |
| 参考資料 1 3 | 地方公共団体 (一般会計) の予算・決算の流れ | 4 6 |
| 参考資料 1 4 | 株式会社の予算・決算の流れの例 | 4 9 |
| 参考資料 1 5 | 契約の効力発生 (成立) について | 5 3 |
| 参考資料 1 6 | 不適正経理の事例と主な発生要因 | 5 5 |
| 参考資料 1 7 | 地方公共団体における一般的な物品調達事務の流れ | 5 7 |
| 参考資料 1 8 | 地方公共団体における収入の流れ | 5 8 |
| 参考資料 1 9 | 民間企業における収入手法の仕組み～電子マネー～ | 5 9 |
| 参考資料 2 0 | 資金決済に関する法律について | 6 2 |
| 参考資料 2 1 | 地方公共団体におけるクレジットカード収納のしくみ | 6 4 |
| 参考資料 2 2 | クレジットカード決済の仕組み | 6 5 |
| 参考資料 2 3 | 指定代理納付者の選定方法 (例) | 6 8 |
| 参考資料 2 4 | 地方税におけるクレジットカード収納について | 6 9 |
| 参考資料 2 5 | MPN (マルチペイメントネットワーク) について | 7 0 |
| 参考資料 2 6 | 民間企業における収入手法の仕組み～J-デビット～ | 7 3 |
| 参考資料 2 7 | 私人の徴収又は収納の委託について | 7 4 |
| 参考資料 2 8 | コンビニ収納の仕組み | 7 5 |
| 参考資料 2 9 | 地方公共団体における支出の流れ | 7 7 |
| 参考資料 3 0 | 支出の方法について | 7 8 |
| 参考資料 3 1 | クレジットカードを用いた支出の取組み (例) について | 7 9 |
| 参考資料 3 2 | 民間企業におけるクレジットカード支出について | 8 0 |
| 参考資料 3 3 | 公共料金明細サービスについて | 8 1 |
| 参考資料 3 4 | 地方公共団体の契約について | 8 2 |

| | | |
|----------|-----------------------------|-------|
| 参考資料 3 5 | 総合評価落札方式の概要 | 8 3 |
| 参考資料 3 6 | 公募型プロポーザル方式の概要 | 8 4 |
| 参考資料 3 7 | 「競り下げ」(リバースオークション)について | 8 5 |
| 参考資料 3 8 | 電子入札と電子認証について | 8 6 |
| 参考資料 3 9 | 指定金融機関制度について | 8 7 |
| 参考資料 4 0 | 指定金融機関の責務等 | 8 8 |
| 参考資料 4 1 | 民間企業とメインバンクの関係について | 8 9 |
| 参考資料 4 2 | 民間企業におけるメインバンクと指定金融機関の比較(例) | 9 0 |
| 参考資料 4 3 | 指定金融機関の指定状況等について | 9 1 |
| 参考資料 4 4 | 指定金融機関の担保提供義務について | 9 2 |
| 参考資料 4 5 | 預金保険制度について | 9 4 |
| 参考資料 4 6 | 指定金融機関契約について | 9 5 |
| 参考資料 4 7 | 歳計現金及び歳入歳出外現金 | 1 0 2 |
| 参考資料 4 8 | 現金の運用について | 1 0 3 |
| 参考資料 4 9 | 金銭債権の消滅時効について(地方自治法第 236 条) | 1 0 5 |
| 参考資料 5 0 | 金銭債権の消滅時効に関する判例について | 1 0 6 |
| 参考資料 5 1 | 地方公共団体の財産について | 1 0 7 |
| 参考資料 5 2 | 行政財産又は普通財産の管理又は処分について | 1 0 8 |
| 参考資料 5 3 | 債権について | 1 0 9 |

地方自治法における財務規定の位置づけ

日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」
(第92条)

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地方自治法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」(第1条)

<主な規定事項>

- ・ 国と地方公共団体の役割分担の原則
- ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則
 - ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等
 - ・ 住民及び住民の権利・義務
 - ・ 条例及び規則
- ・ 議会
- ・ 執行機関の構成と事務・権能等
- ・ 財務(第9章)
- ・ 国等の関与等のあるあり方及び係争処理等

地方公共団体の財務制度については、地方自治法第9章で規定

地方財務会計関連制度に係る法体系

※囲み部分は対応する国の財務会計制度に関する法律

【参考資料2】

| | | |
|---|--|--|
| <p>第9章 財務</p> <p>第1節 会計年度及び会計の区分 財政法 会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度及びその独立の原則 ・会計の区分 <p>第2節 予算 財政法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総計予算主義の原則 ・予算の調製及び議決 ・予算の内容 ・歳入歳出予算の区分 ・予備費 ・補正予算、暫定予算等 ・予算の送付、報告及び公表 ・予算の執行及び事故繰越し <p>第3節 収入 会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税 ・分担金 ・使用料 ・手数料 ・分担金等の徴収に関する処分について の不服申立て ・地方債 ・歳入の収入の方法 ・督促、滞納処分等 | <p>第4節 支出 会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の支弁等 ・寄附又は補助 ・支出負担行為 ・支出の方法 <p>第5節 決算 財政法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算 ・歳計剰余金の処分 <p>第6節 契約 会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結 ・契約の履行の確保 ・長期継続契約 <p>第7節 現金及び有価証券 会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の指定 ・現金出納の検査及び公金の収納等の 監査 ・一時借入金 ・現金及び有価証券の保管 ・出納の閉鎖 <p>第8節 時効 会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭債権の消滅時効 | <p>第9節 財産</p> <p>第1款 公有財産 国有財産法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の範囲及び分類 ・職員の行為の制限 ・行政財産の管理及び処分 ・普通財産の管理及び処分 ・行政財産を使用する権利に関する 処分についての不服申立て <p>第2款 物品 物品管理法</p> <p>第3款 債権 国の債権の管理等に関する法律</p> <p>第4款 基金</p> <p>第10節 住民による監査請求及び訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民監査請求 ・住民訴訟 <p>第11節 雑則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私人の公金取扱いの制限 ・職員の賠償責任 <p>予算執行職員等の責任に関する法律 物品管理法 会計検査院法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の公表等 <p>第10章 公の施設</p> <p>第13章 外部監査契約に基づく監査</p> |
|---|--|--|

※地方自治法及び同法施行令で制度の基本的枠組みを規定し、細目について、各地方公共団体の条例又は規則で定めることとされているものがある。
 条例…○○特別会計条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、行政財産の
 使用料に関する条例、○○基金条例、○○税条例、手数料条例、証紙条例、財政状況の公表に関する条例
 規則…財務規則、補助金等交付規則 等

地方自治法と国の財務会計制度を規定する法律との関係

- 議会等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を全国的に確保することが必要。
- 行政サービスの主な原資は強制的に徴収される税金であり、適正・効率的事務処理による公金の適正執行が確保されることが必要。

※国と地方公共団体とが財政運営上密接な関係にあることから、国・地方公共団体間での適切な公金の収納・支払い、円滑な財源の移転等を確保するために連動した制度が必要。

地方自治法 第9章「財務」の内容

- 第1節 会計年度及び会計の区分
- 第2節 予算
- 第3節 収入
- 第4節 支出
- 第5節 決算
- 第6節 契約
- 第7節 現金及び有価証券
- 第8節 時効
- 第9節 財産

地方自治法の財務に対応する国の法律の例

- 財政法、会計法
- 財政法
- 会計法
- 会計法
- 財政法
- 会計法
- 会計法
- 会計法
- 国有財産法、物品管理法、国の債権の管理等に関する法律
- (国の制度なし)
- 予算執行職員等の責任に関する法律、会計検査院法

- 第10節 住民による監査請求及び訴訟
- 第11節 雑則（職員の賠償責任等）

国有財産法、物品管理法、国の債権の管理等に関する法律

(国の制度なし)

予算執行職員等の責任に関する法律、会計検査院法

国の債権の管理等に関する法律

(国の制度なし)

予算執行職員等の責任に関する法律、会計検査院法

現行の財務制度に関する法令事項と条例等事項の区分（例）（1 / 2）

| | 地方自治法 | 地方自治法施行令・同法施行規則 | 規則 |
|----|--------------------|---------------------------|--|
| 予算 | 総計予算主義 | | |
| | 予算の調製及び議決 | 予算に関する説明書 | 予算編成の手続 |
| | 継続費 | 遞次繰越し、計算書調製、議会への報告、様式(※) | 繰越の決定手続、会計管理者等への通知、計算書調製手続 |
| | 繰越明許費 | 計算書調製、議会への報告、様式(※) | 繰越の決定手続、会計管理者等への通知、計算書調製手続 |
| | 債務負担行為 | | |
| | 予算の内容 | | |
| | 歳入歳出予算の区分 | 歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調整の様式(※) | |
| | 予備費 | | 予備費の充当手続、会計管理者等への通知 |
| | 補正予算、暫定予算等 | 会計年度経過後の予算の補正の禁止 | |
| | 予算の送付及び公表 | 会計管理者への通知 | 会計管理者等への通知 |
| | 予算の執行及び事故繰越し | 予算執行手続を定めること、目節の区分 | 執行計画 配当、変更手続、会計管理者への通知、執行委任 流用の手続、会計管理者等への通知 執行実績報告 繰越の決定手続、会計管理者等への通知、計算書 調製手続 |
| | 予算執行調査権 | 調査対象法人の範囲 | 財政当局の執行状況調査 |
| | 予算を伴う条例、規則等についての制限 | | |
| | | | 財政当局への協議事項、報告 |

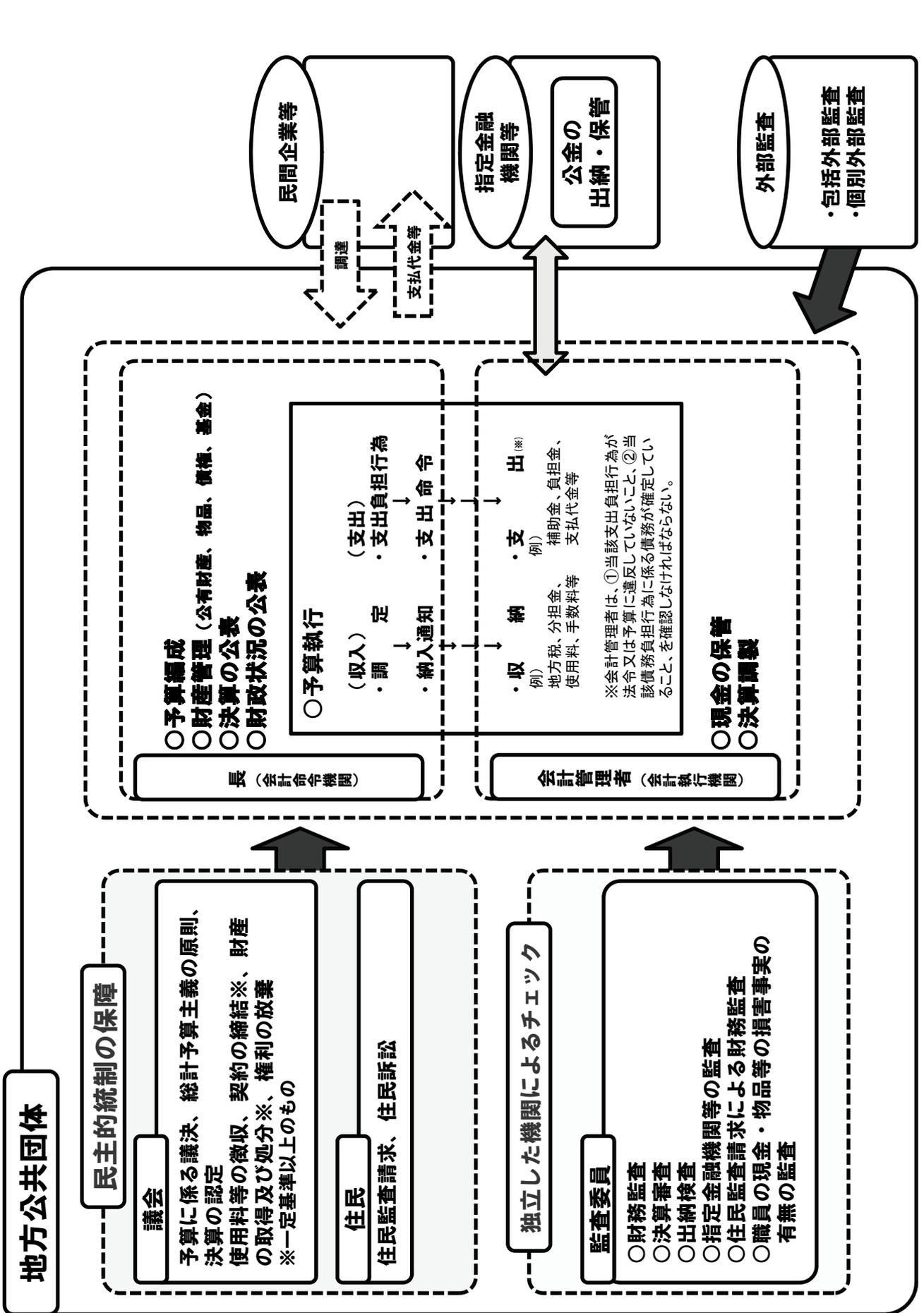
注) ※は、自治法規則で規定されている事項

現行の財務制度に関する法令事項と条例等事項の区分（例）（2 / 2）

| | 地方自治法 | 地方自治法施行令 | 条例・規則 | |
|----|-------------------------|-------------------|---|---|
| 収入 | 地方税 | | 地方税条例(※) | |
| | 分担金 | 分担金を徴収することができない場合 | | |
| | 使用料 | | | |
| | 旧慣使用の使用料及び加入金 | | | |
| | 手数料 | | | |
| | 分担金等に関する規制及び罰則 | | 使用料条例等(額、納付の時期、還付、減免、過料)(※) | |
| | 分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て | | | |
| | 地方債 | | | |
| | 歳入の収入の方法 | 歳入の調定及び納入の通知 | 調定の時期 財務会計システムへの登録or会計管理者への通知 調定の取消し、更正 納入の通知 (納入通知・納付書様式は地方税条例施行規則等で規定) 領収書の交付、収納金の払込み 釣銭の取扱い 納入済通知書の送付 収入未済の繰越し | |
| | 証紙による収入の方法等 | | 口座振替の方法による歳入の納付 証券をもってする歳入の納付 | 口座振替による納付の手続 受領してはならない期日の証券 受領証券の取扱い 不渡の場合の取扱い |
| | | | 取立て及び納付の委託 | |
| | | | 指定代理納付者による歳入の納付 | 指定の手続、事務処理方法 |
| | | | 歳入の徴収又は収納の委託 | 委託の手続、収納金の払込み |
| | 督促、滞納処分等 | | | 地方税条例(※) |
| | | 誤払金等の戻入 | 歳出の誤払い、過渡しの取扱い、資金前渡等の精算残金の取扱い | |
| | | 過年度収入 | | |

注) ※は条例で規定している事項

地方財務会計制度の仕組み



昭和38年から現在に至るまでの財務規定の主な改正内容について

| 改正内容 | | |
|------|---|-----|
| 時期 | 改正項目 | |
| 昭49 | 財産(法・令) 行政財産について、一定の場合における貸付け、地上権の設定を可能とした。 | |
| 昭49 | 契約(令) 随意契約が可能である要件として、契約額が少額である場合を追加 | |
| 昭57 | 現金等(令) 保管することのできる歳計外現金として災害見舞金を追加 | |
| 昭57 | 契約(令) 地域要件・技術適性の有無を入札参加者資格として設定することを可能とした。 | |
| 昭61 | 財産(法・令) 公有地信託制度を導入 | |
| 平11 | 契約(令) 総合評価落札方式を導入 | |
| 平14 | 契約(法) 契約書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備 | |
| 平15 | 現金等、契約(令) 徴収等委託を受けた私人からの会計管理者に提出する計算書や競争入札における入札書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備 | |
| 平16 | 契約(法・令) 長期継続契約の対象として、契約の性質上必要なものであって条例で定めるものを追加 | 特区等 |
| 平16 | 支出(法・令) 支出命令の方法を明文化 | 特区等 |
| 平16 | 雑則(令) 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として、「物品売払代金」を追加 | 特区等 |
| 平16 | 支出(令) 資金前渡払及び支出事務の私人への委託を行うことのできる経費の範囲を拡大 | 特区等 |
| 平16 | 契約(令) 随意契約が可能である要件として、一定の手続により身体障害者更正施設から物品を買い入れる場合等及び新商品として生産された物品を買い入れる場合を追加 | 特区等 |
| 平18 | 収入(法・令) 指定代理納付者による歳入の納付(公金のクレジットカード納付)をすることができることを明確に規定するとともに、公金納付時期の特例を規定 | 特区等 |
| 平18 | 財産(法・令) 行政財産である庁舎の余裕スペースについて貸付けを可能とした。 | 特区等 |
| 平23 | 雑則(令) 私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「寄附金」を追加 | 特区等 |
| 平23 | 契約(令) 随意契約が可能である要件として、障害者自立支援施設等と同様の活動を行っているところと地方公共団体の長が認められた者からの物品の購入等を行う場合を追加 | 特区等 |
| 平23 | 契約(令) 電子入札における入札に関係のない職員の立ち会いの義務づけを廃止 | 特区等 |

最近の財務会計制度に関する議論について(1/3)

地方分権改革推進委員会第1次勧告(抄)

(平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会)

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

(2) 法制的な仕組みの横断的な見直し等

イ 地方自治関係法制の見直し

当委員会としては、こうした自発的な自治体改革の試みをさらに一段と加速させ広く波及させていくために、地方自治体における行政委員会の必置規制の緩和、「開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会」に向けた地方議会制度改革、地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大、小規模自治体における機関（行政委員会、監査委員等）の共同設置や広域連携の促進など、制度に関する選択の余地を拡大する方向で、地方自治関係法制の見直しを求めていく。

地方分権改革推進委員会第3次勧告(抄)

(平成21年10月7日 地方分権改革推進委員会)

2 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大

地方自治体の財務会計については、議会、住民等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を確保する観点から、予算・決算、収入・支出、契約、現金及び有価証券、時効、財産についての基本的なルール、並びに住民監査請求及び住民訴訟等の制度が、地方自治法において詳細に定められているところである。

この地方財務会計制度の基本的な仕組みは、昭和30年代にその大枠が整備されて以降今日にいたるまで変わっていない。

今日、地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためには、みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠である。

(※次ページに続く)

最近の財務会計制度に関する議論について(2/3)

地方分権改革推進委員会第3次勧告(抄) ※前ページからの続き

現行の予算・決算制度は、基本的に現金主義で組み立てられている。この現金主義の原則は財政に対する民主的統制に資するという利点があると説明されてきた。しかし、その反面、企業会計に比べると、ストック情報を含む財務状況の開示という点には限界があるという難点がある。そこで、こうした問題意識から、多くの地方自治体において、事業ごとの予算・決算書類の作成や発生主義の考え方を取り入れた財務4表の導入が進められてきているが、この動向を更に一層促進する必要がある。

予算については、経常経費と投資経費とが区分されていないなどの問題点を抱えていて、現行の予算・決算を含む財務会計制度については改善の余地があると言わざるを得ない。

また昨今、一部の地方自治体において不適正な経理処理等が行われていたことが会計検査で判明し、適正かつ公正な財務処理を確保することが改めて強く要請されている。

以上の諸点を踏まえ、政府は、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方自治体の財務会計制度の見直しに着手し、改革の方向性を国民に提示すべきである。なおその際には、日々行われている地方自治体の財務会計実務に無用な混乱が生じないように十分に配慮する必要のあること、財政運営上密接な関係にある国と連動した制度体系を維持する必要があるもの等については国の財務会計制度と一体となった見直しが必要であることは、改めて指摘するまでもないところである。

なお、第29次地方制度調査会は、去る6月に、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化、並びに地方議会制度のあり方についての答申を行った。

この答申のなかの地方自治体の監査機能の充実・強化に関する部分は相対立する諸種の見解を並列するにとどまっています、一定の明確な改革方針が提示されているとは認め難い。

地方財務会計制度の見直しに関する当委員会の上記の勧告を受けて政府によって講じられる措置をより実効あるものにするためには、政府は、第29次地方制度調査会の答申の趣旨を踏まえながらも、地方自治体の監査機能のあり方について明確な改革方針を打ち出すべきである。

最近の財務会計制度に関する議論について(3/3)

地方自治法抜本改正についての考え方(抄)

(平成23年1月26日 総務省)

8. 監査制度・財務会計制度の見直し

財務会計制度について、国の制度との整合性を十分踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱を生じないように配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について引き続き検討していく。また、地方公共団体間の比較可能性、統計上の必要性又は統一的な監査基準による監査という観点からの課題、ICTの活用等による効率化を前提に標準化・統一化という方向を考えるべきという指摘についても留意する必要がある。

さらに、現行の財務会計制度については、地方公共団体の財務会計に係る事務を行う上で不都合となつてい
る実務的な問題点があり、例えば、①私人への歳入の徴収又は収納の委託の範囲の拡大、②普通財産の信託の
範囲の拡大、③入札の開札時の立ち会い者の義務付けの撤廃といった事項について検討を進め、早期に結論を
得る。

地方公共団体の財務制度の意義について

(1) 公正性、透明性、効率性が確保された財務管理の統一的なルールにより、住民等による民主的統制を保障する必要があるため、地方公共団体の財務制度の基本的事項については、法律又はこれに基づく政令で規定

○財務会計処理の適正さの確保
事務処理手続の公正性、透明性を確保することにより、公金の適正執行を確保

○民主的統制の保障
住民・議会による民主的統制を保障し、そのために長の説明責任を十分に担保
(予算議決、決算認定、予算・決算書類、財政状況の公表、監査請求等)

○比較可能性の確保
統一的なルールに基づいた財務指標により他団体との比較を可能とすること

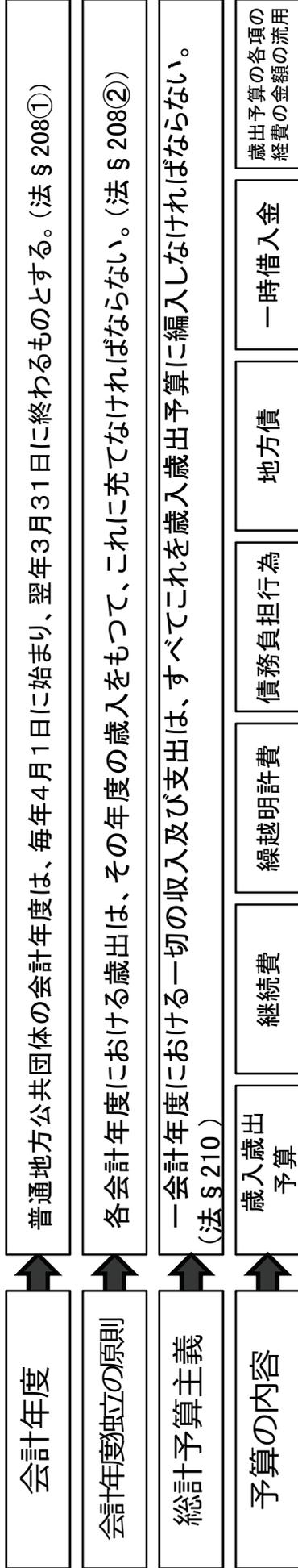
※財源調整等(国庫補助金、地方交付税等)において、国の財務会計制度と密接な関係性を有することから、国と連動した制度体系にも配慮

(2) 地方公共団体の判断に委ねることが適当であるものについては、できる限り条例又は規則で定めることとし、地方公共団体の自主性・自律性を保障

○ 地方自治法では、予算の執行、会計の監督、財産の取得・管理・処分等については、長の担任事務としてしていることから(地方自治法第149条)、財務に関し必要な事項は、規則で定めることとしている(地方自治法施行令第173条の2)。

地方公共団体の予算について

【参考資料9】



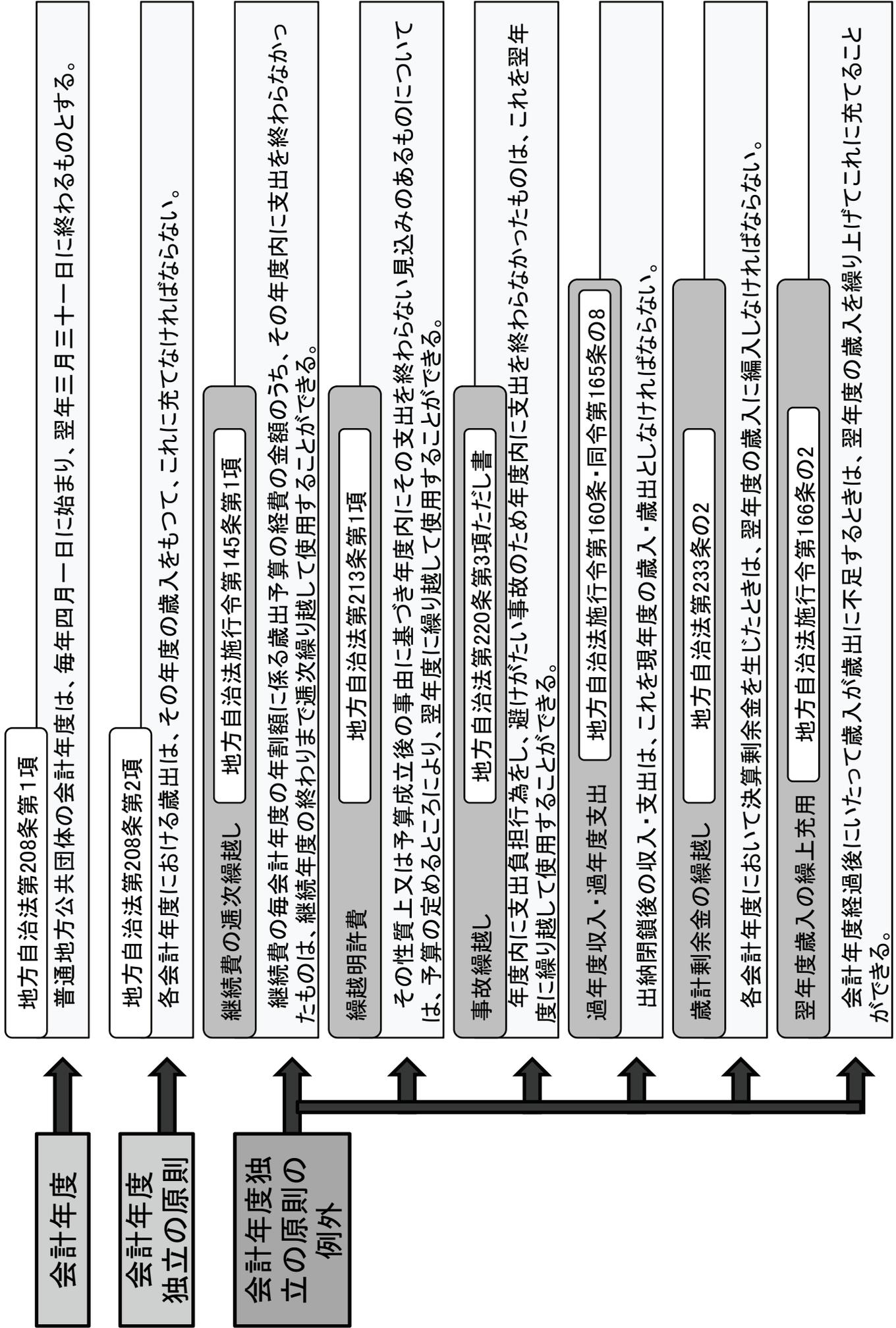
<歳入歳出予算のイメージ>

| 議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①) | 議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①) |
|---|---|
| ① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分 (例) (款) 市町村税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等 | ① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。 ② 款項に区分する。 (例) (款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 等 |
| 執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15) | 執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15) |
| (1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を細分化したもの (例) (項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年課税分 2 滞納繰越分 | (1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならぬ。 (例) (項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等 |

(歳入予算)

(歳出予算)

会計年度及びその独立の原則

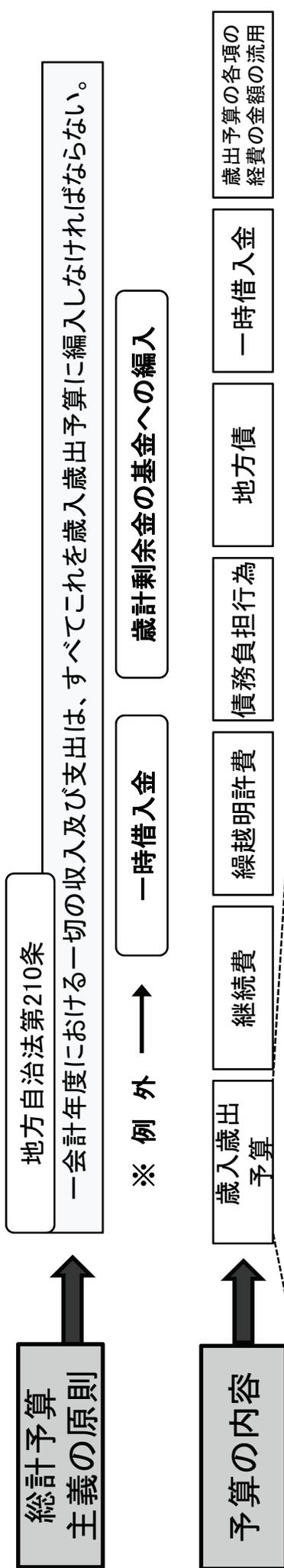


会計年度所属区分

【参考資料11】

| 【歳入】 | | 【歳出】 | |
|-------------|---|--|------------------|
| 経費の種類 | 所属区分 | 経費の種類 | 所属区分 |
| | | | 条文 (自治令) |
| 納期の一定している収入 | (通常) | 地方債の元利償還金、年金、恩給の類 | 143① I |
| | 特別徴収の方法によって徴収する市町村民税及びこれとあわせて徴収する道府県民税 | 給与その他の給付(上記に掲げるものを除く。) | 143① II |
| 随時の収入 | 納期の末日の属する会計年度の末日までに申告がなかったとき又は納入通知書若しくは納税の告知に関する文書(以下「通知書等」という。)を発生しなかったとき。 | 地方公務員共済組合負担金、社会保険料(労働保険料を除く。)並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類 | 143① III |
| | 通知書等を発するもの | 賃借料・光熱水費・電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が2年度にわたるもの | 143① III ただし書 |
| 随時の収入 | 通知書等を発しないもの | 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するもの | 143① IV |
| | 地方交付税、地方譲与税、交付金、負担金、補助金、地方債その他これらに類する収入及び他の会計から繰り入れらるべき収入 | 上記に掲げる経費以外の経費 | 143① V |
| 歳入に附帯する収入 | 歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費 | 旅行の期間が2年度にわたる場合における旅費 | 143② |

総計予算主義の原則



<歳入歳出予算のイメージ>

| | |
|--|--|
| 議決科目〔款項〕 (法 § 216・令 § 147・則 § 15①) | 議決科目〔款項〕 (法 § 216・令 § 147・則 § 15①) |
| ① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分 (例)(款) 市町村税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等 | ① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。 ② 款項に区分する。 (例)(款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 等 |
| 執行科目〔目節〕 (法 § 220・令 § 150・則 § 15) | 執行科目〔目節〕 (法 § 220・令 § 150・則 § 15) |
| (1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を細分化したもの (例)(項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年課税分 2 滞納繰越分 | (1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならぬ。 (例)(項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等 |

(歳入予算)

(歳出予算)

地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ（1／3）

○予算案の編成作業

- ・各部局から予算担当部局への予算要求
- ・予算担当部局による査定
- ・長による査定



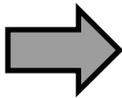
○予算案の調製・議会提出

- ・一会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならぬ（総計予算主義の原則）。（自治法210）
- ・各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。（自治法208②）
- ・長は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。（自治法211①）
- ・都道府県・指定都市は年度開始30日前、その他の市町村は20日前に議会に提出。（自治法211①）



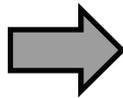
○予算案の議会審議

- ・議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。（自治法96①）
予算を定めること。



○予算案の採決 可決・成立 否決・不成立

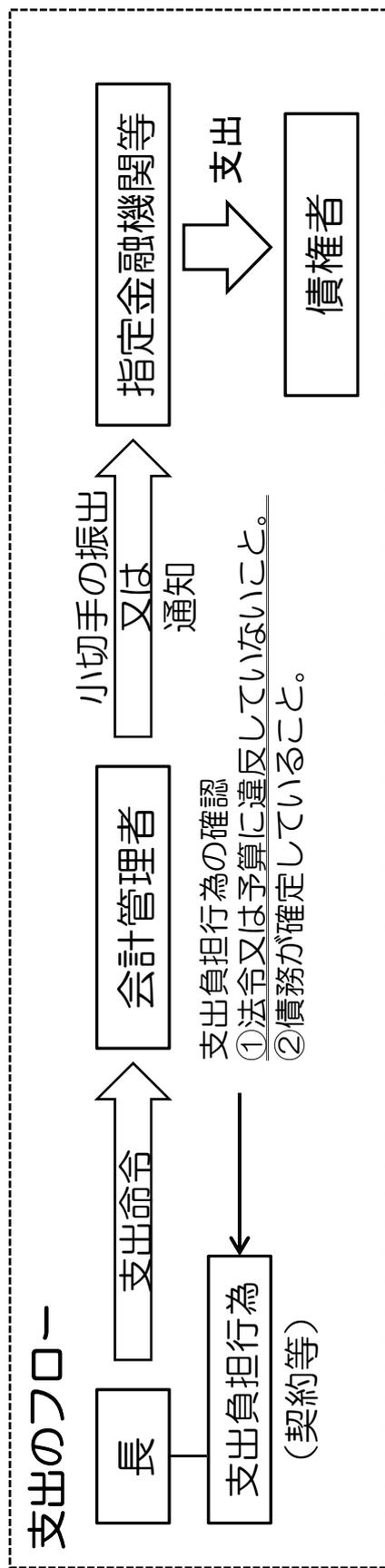
- ・議長は予算を定める議決後3日以内に長に送付。（自治法219①）
- ・長は直ちに、その要領を住民に公表。（自治法219②）



地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ（2 / 3）

○会計年度開始（4月1日）（自治法208①）

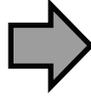
- ・長による予算執行（収入、支出、契約、財産取得・管理・処分、債権管理等）。
- ・地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。（自治法232の3）
- ・会計管理者は長の支出命令により支出を行おうが、法令又は予算に違反する支出は行えない。（自治法232の4）



○会計年度終了（3月31日）（自治法208①）

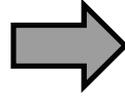
地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ（3／3）

○出納の閉鎖（5月31日）（自治法235の5）



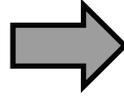
○決算の調製

- ・ 会計管理者は出納閉鎖後3箇月以内に決算を調製し長へ提出する。（自治法233①）
- ・ 決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。（自治令166①）



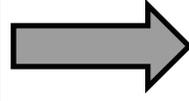
○監査委員による決算審査

- ・ 長は決算を監査委員の審査に付さなければならない。（自治法233②）



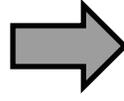
○決算の議会提出

- ・ 長は監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付する。（自治法233③）
- ・ 長は決算の要領を公表する。（自治法233⑥）



○決算の議会審議

- ・ 議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。（自治法96①）
決算を認定すること。



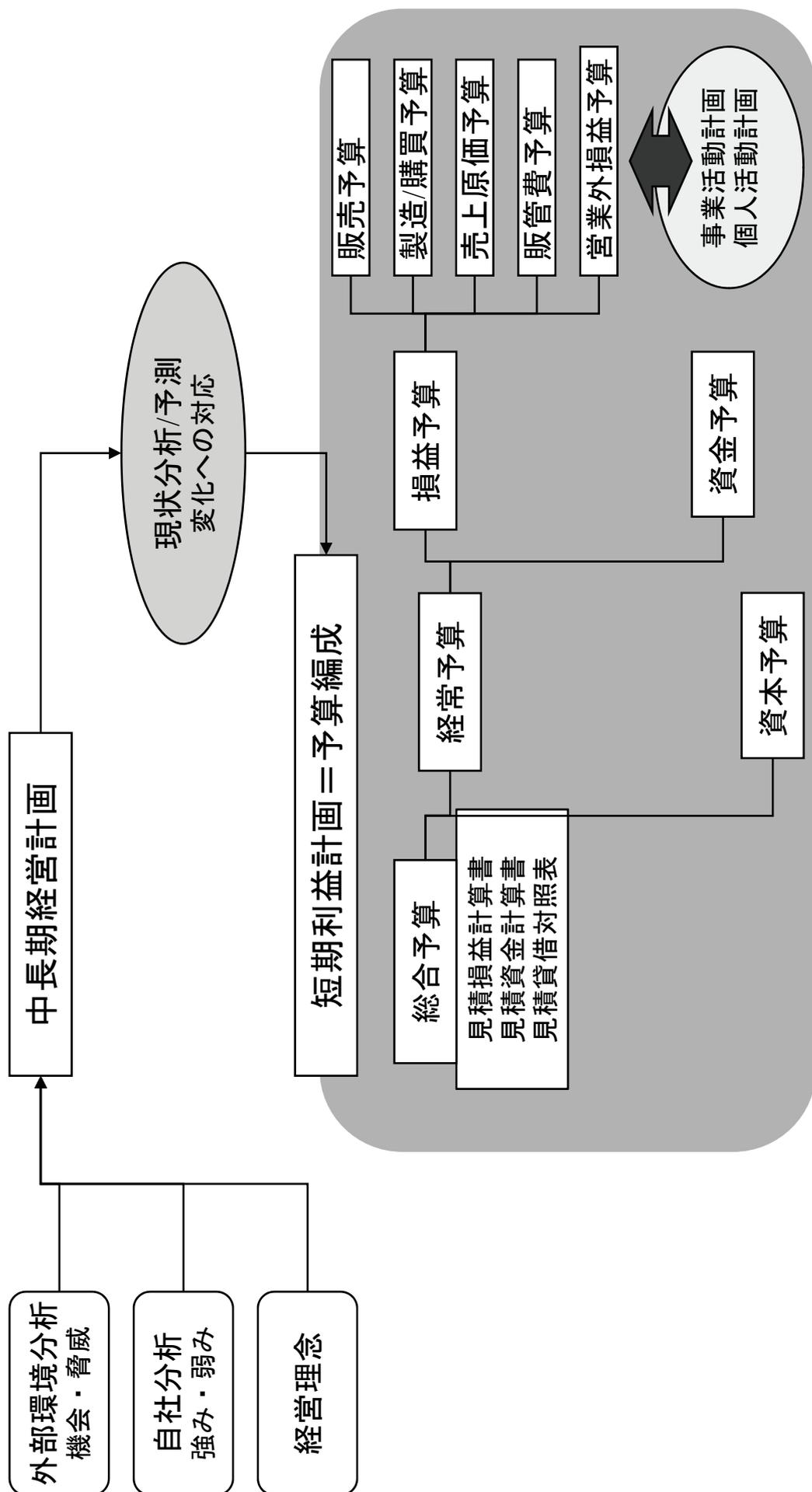
○決算の採決 可決・認定 否決・不認定

- ・ 決算が不認定となっても決算の効力に影響はない。

株式会社の予算・決算の流れの例（1 / 4）

○ 予算制度の構築

- ・ 中長期経営計画から総合予算までを体系化する。
- ・ 中長期経営計画に基づく短期利益計画として、単年度総合予算を編成する。



株式会社 予算・決算の流れの例（2 / 4）

○中長期経営計画の進捗度検証



- ・経営層及び事業部長による中長期経営計画の実現性の検証
- ・中長期経営計画修正決定の場合は、計画修正の後、予算編成へ
- ・中長期経営計画を修正しない場合は、予算管理部門による編成作業を開始

○予算案の編成



- ・予算管理部門から事業部に、中長期経営計画に基づく予算編成方針を指示
- ・事業部は、売上/利益目標及び根拠施策（＝行動計画）を作成
- ・経営層は売上又は利益に対する調製を指示
- ・事業部及びその他部門が予算案を予算管理部門に提出
- ・予算管理部門は、全損益予算を集計し、想定売上/利益に合致するまで調製を実施し、見積損益計算書等を作成

○経営会議による予算審議



- ・予算管理部門は、見積損益計算書等を経営層に報告し、「経営会議」に付議
- ・「経営会議」にて否認の場合は、予算案の修正手続きを実施し再付議
- ・「経営会議」承認後は、取締役会に付議

○取締役会による予算審議

- ・「経営会議」承認案を「取締役会」に付議
- ・全予算案は、新会計年度開始前までに「取締役会」の承認を経なければならぬ。

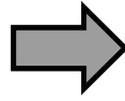
株式会社 予算・決算の流れの例（3 / 4）

○会計年度開始



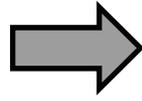
- ・月次決算を実施し、予算と実績の差異を検証
- ・検証結果は、月次「経営会議」「取締役会」に報告
- ・費用予算の執行は、予算計上費用でも、職務権限規則に基づき承認・執行される。
また、予算外の費用は部門予算の流用で対応

○施策の修正



- ・経営層は、予算と実績に乖離が生じる場合は、施策の修正を指示
- ・修正施策は月次「経営会議」「取締役会」に報告

○費用関連予算の修正



- ・経営層は、想定利益の達成が困難な事態では予算案の修正を指示
- ・事業部及び予算管理部門は、修正施策の実現性を検証し、修正予算案を作成

○経営会議による修正予算審議



- ・予算管理部門は経営層に報告するとともに、指示により見積損益計算書等の修正案を「経営会議」に付議
- ・「経営会議」承認後は、取締役会に付議。中長期経営計画修正の場合は、別途提出

○取締役会による修正予算審議

- ・「経営会議」承認案を「取締役会」に付議

- ・修正予算案の提出は、中間決算時までに実施し、第3/四半期以後は、想定売上/利益の達成見込みを月次で報告

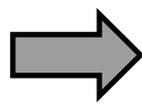
株式会社 決算の予算・決算の流れの例（4 / 4）

○決算日



○計算書類等の作成(会社法435②)

- ・ 株式会社は計算書類、事業報告及び附属明細書を作成（実際は経理・財務担当部において作成）
- ・ 会計監査人には計算書類及び附属明細書を提出し、監査役には計算書類、事業書類及び附属明細書を提出



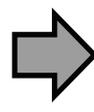
○会計監査人による監査(会社法436②)

- ・ 会計監査人は会計監査報告を作成し、特定監査役と特定取締役へ通知



○監査役による監査(会社法436①、会社法施行規則129)

- ・ 監査役は、計算書類、事業報告書、附属明細書及び会計監査報告を受け取ったときは、監査役監査報告を作成



○監査役会による監査(会社法436①、会社法施行規則130)

- ・ 監査役会は、監査役監査報告に基づき監査役会監査報告を作成



○監査報告の取締役等への通知(会社法施行規則132)

- ・ 監査役会は、監査報告の内容を取締役等へ通知



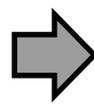
○取締役会による承認(会社法436③)

- ・ 取締役会は計算書類、事業報告、附属説明書を承認



○株主への計算書類等の提供(会社法437、会社法施行規則133)

- ・ 定時株主総会の招集通知に際し、計算書類、事業報告、監査報告、会計監査報告を株主に提供



○定時株主総会【決算日から3ヶ月以内】(会社法438)

- ・ 定時株主総会に計算書類と事業報告を提出。計算書類は承認、事業報告は内容報告。

契約の効力発生（成立）について（1 / 2）

● 契約の効力発生（成立）に係る判例について

昭和35年5月24日最高裁判決

- ・ 国が当事者となり、売買等の契約を競争入札の方法によつて締結する場合に落札者があつたときは、国および落札者は、互に相手方に対し契約を結ぶ義務を負うにいたるのであり、この段階では予約が成立したにとどまり本契約はいまだ成立せず、本契約は、契約書の作成によりはじめて成立すると解すべきである。
- ・ 予約に基づき本契約が成立したとき、予約は本契約に吸収され、独立の存在を失うと解すべきである。

昭和48年2月27日最高裁判決

- ・ 契約書の作成がなく、また所論の歳入歳出予算調書中に上告人主張のような記載がないから
といって右売買契約の効力に消長をきたすものではない旨の原審の判断は、正当である。

【会計法】

第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。

○2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

【地方自治法】 (契約の締結)

第二百三十四条 (略)

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することが
できる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

契約の効力発生（成立）について（2 / 2）

● 契約の効力発生（成立）に係る学説について

契約の効力発生（成立）については、以下の3類型に大別される。

- ① 契約書作成時説 ⇒ 契約は、契約書の作成によって成立するとする説
- ② 諾成時説（落札時説） ⇒ 契約は、意思の合致があった時点で成立するとする説
- ③ 段階的成立説 ⇒ 契約は、落札や契約書作成などを通じて、段階的に成立するとする説

学説の例

- ・ 政府のなす契約については、会計上の非違を防ぐため、その方法に一定の制限を定め、その形式を法定している。もともと、これらの制限は、官吏の職務上の義務を定めることが目的で、その違反は原則として契約の効力に影響がないと解すべきであろう。
- ・ 契約書の作成は契約成立の要件ではないと解すべきであろう
(出典：田中二郎著『新版 行政法 下巻 全訂第二版』(弘文堂、平成3年)228頁)
- ・ 旧大蔵省・現財務省関係者は、落札決定によって契約の主体部分について契約が成立しても、それは、互いに契約書を作成しなければならぬという範囲において部分的(主要部分)に成立しているものであって、契約書の作成によって契約上のすべての条件が充たされ、完全に成立し効力が発生すると理解してきた。落札決定後契約上の条件が逐次充たされつつ段階的に成立するという「段階的成立説」をとっている。
- ・ 会計法令は、契約の内容と、それに関する完全な合意の成立を、どの時点において認識するかに関して、契約書の作成とそれへの記名・押印に求めたものと解するのが自然である。

(出典：碓井光明著『公共契約法精義』(信山社、平成17年)419、420頁)

不適正経理の事例と主な発生要因（1／2）

1. 問題とされた不適正経理の事例

事例①：不適正な会計処理（公務に必要と認められる物品等の購入）

不適正な会計処理（「預け」「一括払」「差替」等）を行った上で、公務に必要と認められる物品等を購入した事例（支出命令の内容と実際の納入物品が異なる。）

※このうち、不適正な会計処理を行ったうえで、予算では想定されおらず公費で購入するにはふさわしくない物品等を購入したり、私的な流用を行ったりした事例もあった。

事例②：国庫補助金の目的外支出 国庫補助金の事務費の対象外支出として不適当とされた事例

「預け」：業者に架空取引を指示するなどして、契約された物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の会計書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させ、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

「一括払」：支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

「差替」：業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成すること等により需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

「翌年度納入」：物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

「前年度納入」：物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

出典：会計検査院「平成19年度決算検査報告」

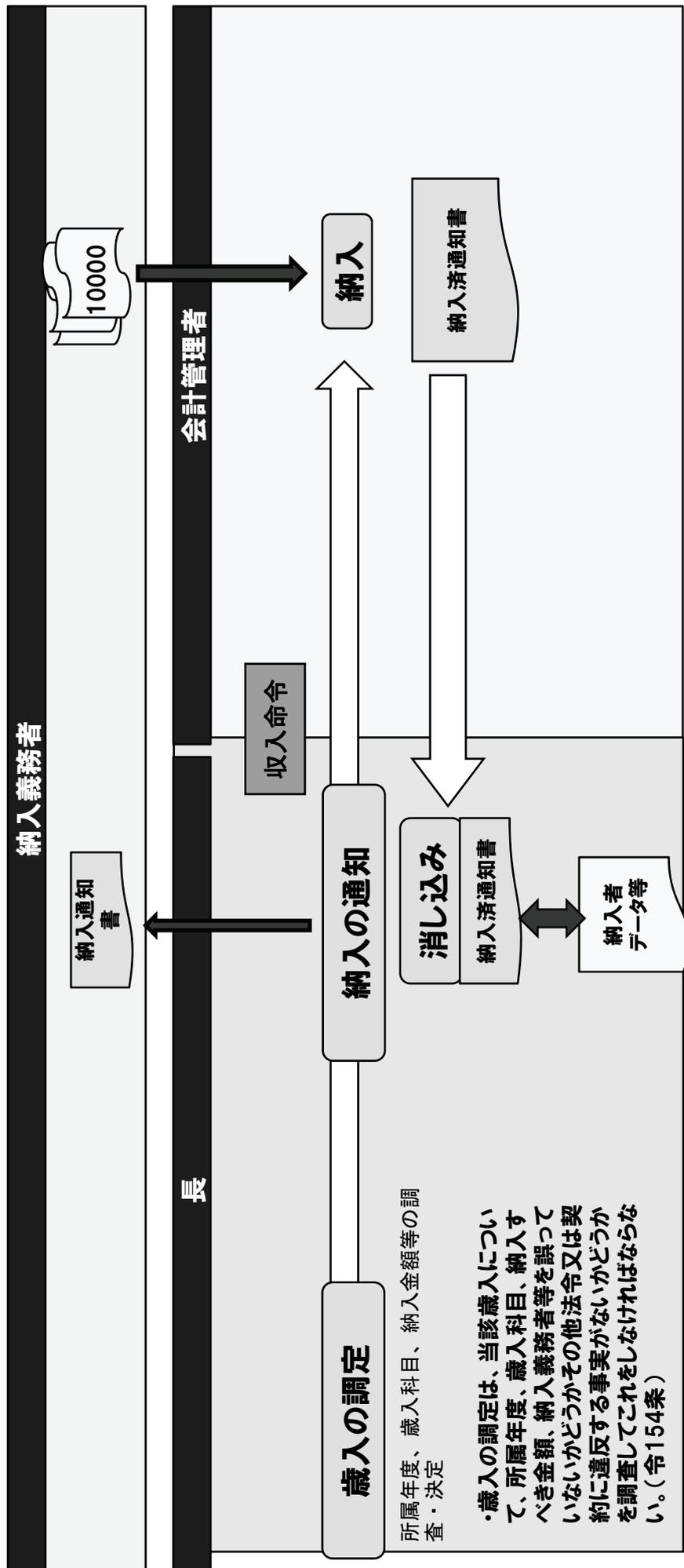
不適正経理の事例と主な発生要因（2/2）

2. 事例ごとの主な発生要因

（各都道府県の報告書等で公表している事項をとりまとめたもの）

| 事例 | 主な発生要因 |
|-----|--|
| 事例① | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算の使い切り意識 ○ 予算の使い切り意識が強く、地方公共団体において不用額を出すことを許さない風潮 ○ 必要な経費に予算措置されない予算編成上の取扱い ・ 消耗品に比べ備品の予算措置が難しく、必要物品を預け等で購入 ・ 実績によるシーリングを意識し、不用額を避けるため預けを実行 ・ 謝礼や土産など交際費的な経費の捻出のため預けを活用 ○ 法令遵守意識の欠如 ・ 事務用品等の臨機応変な納品を優先するあまり、会計手続を無視 ・ 事務の省力化のため、会計手続を無視 ・ 業務上必要な物品の購入であれば、預け、差替等は許容されるという思い込み ・ 会計法規等の知識が乏しく、繰越等の必要な手続がとれない ○ 機能しない内部けん制機能 ・ 契約・検収・支払の各事務が同一所属（あるいは同一職員）で行われ、不適正な経理処理が見過ごされた ・ 出納機関における支出書類の審査は、執行機関が作成した検査調書により行われており、信ぴょう性まで確認していなかった ・ 出先機関では出納手続きのごく限られた一部の職員で行われている実態があり、内部けん制がさらに働いていない ○ 不十分な物品管理体制 ・ 各所属における在庫管理が不十分で、年度末発注が常態化 ・ 物品について、発注と納品の検品の検品が同一職員で行われており、伝票の不適正な処理を指摘できない ○ 監査委員による不十分な監査 ・ 監査委員による監査でも不適正な処理を指摘できない ○ 公金取扱に関する意識の欠如 ○ 服務規律の緩み |
| 事例② | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不明確な補助対象経費 ・ 補助要綱上、補助対象経費が明確化されておらず、事業毎の補助要綱にもよるが、一般的には「補助事業の施行に直接必要な経費」と定められているのみ ○ 対象となる経費の不十分な精査 ・ 対象経費の是非の精査が不十分で、前例踏襲等により国庫補助事業に直接関係のない出張や賃金職員の配置に国庫補助金を充当 |

地方公共団体における収入の流れ



地方自治法

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならぬ。

地方自治法施行令(一部再掲)

(歳入の調定及び納入の通知)

第五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬ。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならぬ。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならぬ。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

民間企業における収入手法の仕組み～電子マネー～（1／3）

主な電子マネーの分類

| | 交通系 | 交通系以外 |
|--------|---|--------------------------------------|
| プリペイド型 | Suica、PASMO、Kitaca、manaca、TOICA、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCA | nanaco、WAON、楽天Edy、Webmoney、BitCash、 |
| ポストペイ型 | PiTaPa | iD、QUICPay、Smartplus、Paypass、PayWave |

（事務局調べ）

主な電子マネーの決済件数等

| | 決済件数 ＜百万件＞ | 決済金額 ＜億円＞ | 1件あたりの 決済金額 ＜円＞ |
|-----|---------------|--------------|-----------------------|
| H20 | 810 | 5,636 | 696 |
| H21 | 1,116 (38%) | 8,172 (45%) | 732 (5%) |
| H22 | 1,510 (35%) | 12,549 (54%) | 831 (14%) |
| H23 | 2,000 (33%) | 17,334 (38%) | 867 (4%) |
| H24 | 2,342 (17%) | 20,582 (19%) | 879 (1%) |

※ 対象は、ICOCA、Kitaca、PASMO、SUGOCA、Suica、nanaco、WAONである。()内はそれぞれ対前年度伸び率を表している。
（「最近の電子マネーの動向について(2012)」(日本銀行決済機構)より)

主な電子マネーの発行枚数等

| 名称 | 発行枚数 (万枚) | 利用可能 拠点数 (箇所) | 月間決済 件数 (万件) | 年間決済 件数 (万件) |
|--------|--------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| nanaco | 2,176 | 121,800 | 7,400 | 81,300 |
| WAON | 3,180 | 160,000 | 6,640 | 70,620 |
| 楽天Edy | 7,540 | 351,000 | 3,200 | 38,870 |
| Suica | 4,020 | 205,910 | 6,363 | 72,586 |
| PASMO | 2,227 | 206,000 | 1,872 | 21,964 |
| ICOCA | 785 | 205,900 | 348 | 3,684 |
| iD | 1,817 | 479,000 | 2,051 | 24,232 |

（日経MJ (2013.6.9) より）

民間企業における収入手法の仕組み～電子マネー～（2／3）

電子マネー

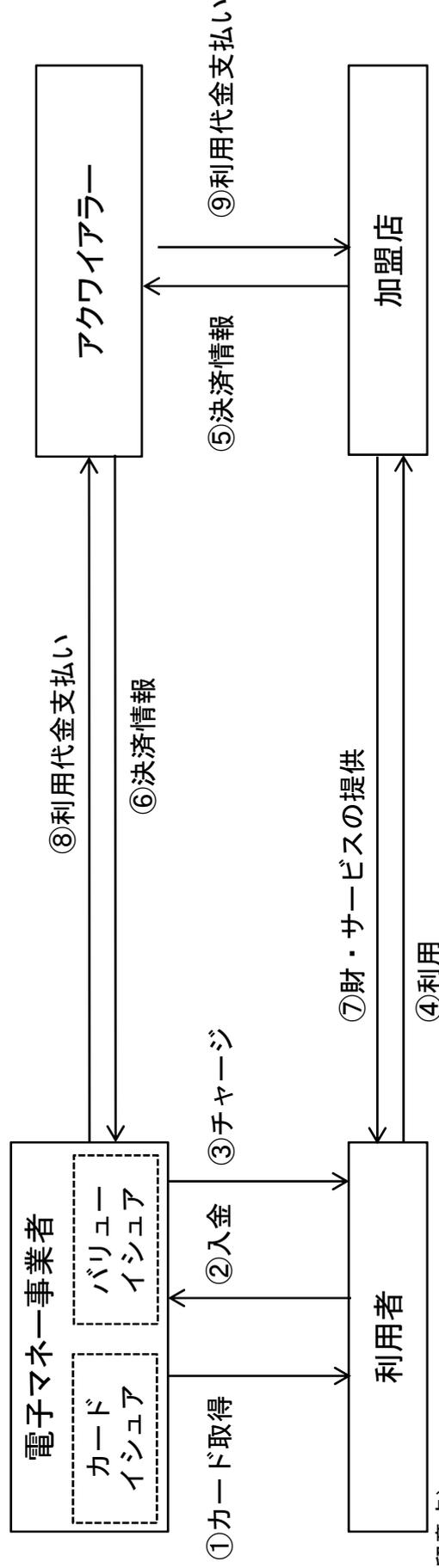
- ・ 電子マネーとは、現金又は預金と引き換えに入手される「電子媒体上の金銭的価値」であり、これはICチップやコンピュータのサーバに記録することによって保蔵されるところに、これを保有者間でやりとりすることで財・サービスを取引する際の決済手段として使用される。

（中田真佐男著『電子マネーが既存の現金需要に及ぼす影響―種類別貨幣需要関数の推定による実証分析―』（財務省財務総合政策研究所、平成19年）10頁要約）

- ・ 電子マネーの種類としては、①利用する前にチャージを行うプリペイド方式（前払い方式）、②支払いにクレジット機能（与信機能）を利用するポストペイ方式（後払い方式）がある。

（『最近の電子マネーの動向について（2012年）』（日本銀行決済機構局、平成24年）1頁を基に作成）

（決済のしくみ：プリペイド方式例1）



（留意点）

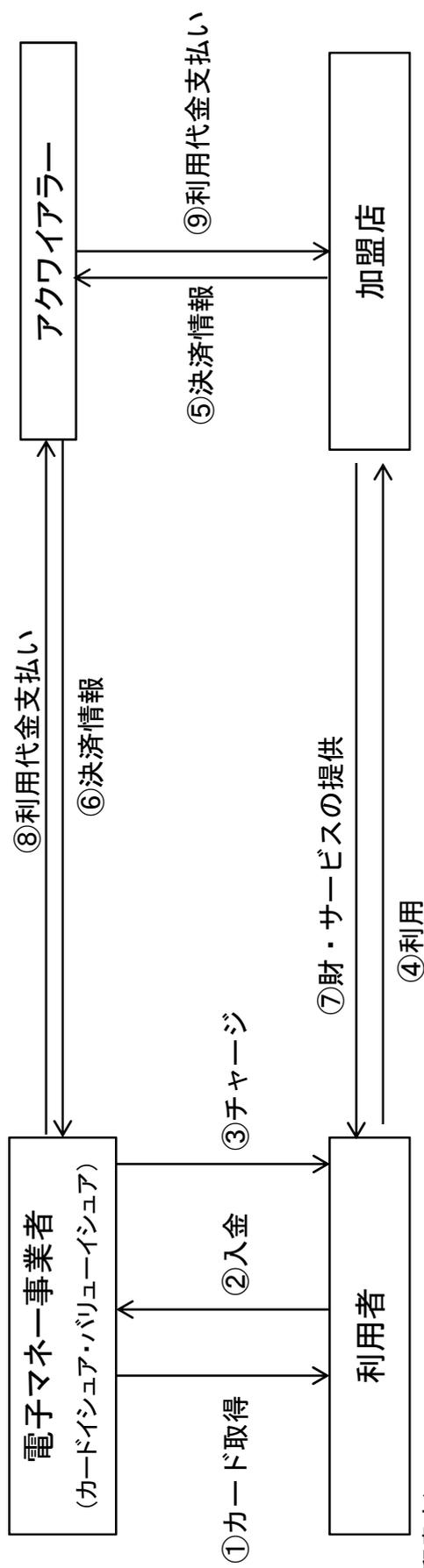
- このケースでは、カードイシューアとバリュエーイシューアが異なる。
- 加盟店はアクワイアラーと電子マネー利用に係る契約を締結する。
- 利用者はチャージを行うことにより、当該電子マネー利用時に債務が免責される権利を購入
- ④の利用時に、電子マネーの利用により対価を支払う債務が、利用者から当該電子マネー事業者（バリュエーイシューア）に移転（免責的債務引受）

カードイシューア:カード発行を行う事業者 バリュエーイシューア:当該電子マネーの価値を付与する事業者 アクワイアラー:加盟店の開拓・管理を行う事業者

（事務局調べ）

民間企業における収入手法の仕組み～電子マネー～（3／3）

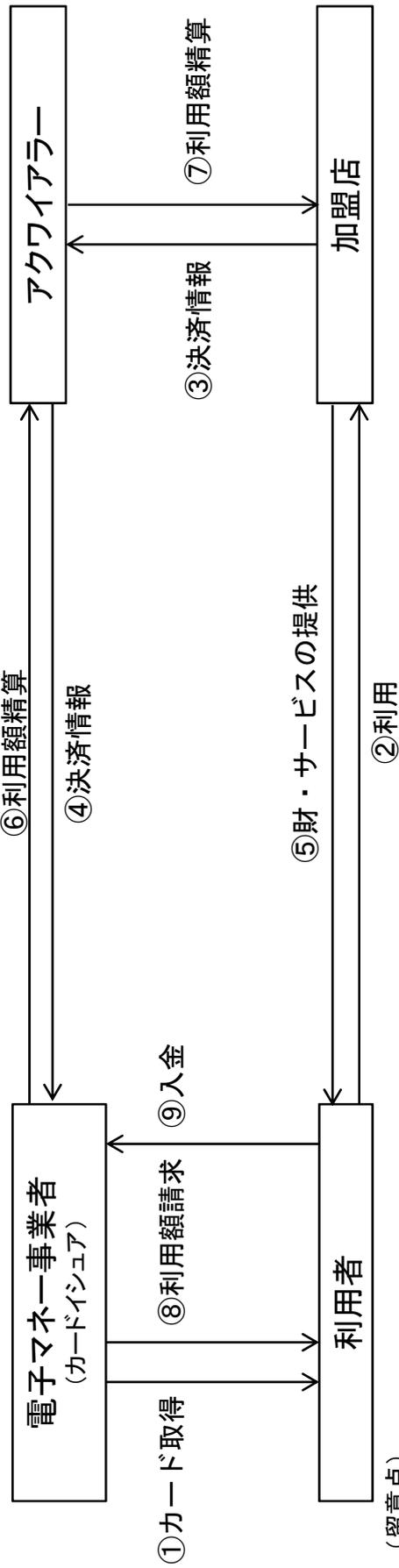
（決済のしくみ：プリペイド方式例2）



（留意点）

- (1) このケースでは、カードシェアとバリューシェアが同一である。
- (2) 加盟店はアクワイアラーと電子マネー利用に係る契約を締結する。
- (3) 利用者はチャージを行うことにより、当該電子マネー利用時に債務が免責される権利を購入
- (4) ④の利用時に、電子マネーの利用により対価を支払う債務が、利用者から当該電子マネー事業者に移転（免責的債務引受）

（決済のしくみ：ポストペイ方式のある例）



（留意点）

- (1) このケースでは、バリューシェアが存在しない。
- (2) 加盟店はアクワイアラーと電子マネー利用に係る契約を締結する。
- (3) 電子マネー事業者と利用者の関係は代理納付方式又は債権譲渡方式の双方があるが、基本的には債権譲渡方式によっている。

（事務局調べ）

資金決済に関する法律について（1／2）

- 「資金決済に関する法律」(平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。)は、
 - ①前払式支払手段、②銀行以外の者による資金移動、③銀行間の資金決済について、所要の規定の整備をしたもの。
- プリペイド方式の電子マネー、商品券、地域通貨等は「前払式支払手段」に該当し、本法の規定を受ける。

前払式支払手段とは

次の4つの要件を全て備えたものことを行い、資金決済法の適用を受けることとなる。

- (1) 金額又は物品・サービスの数量(個数、本数、度数等)が、証券等(証券やICチップ、コンピュータ・サーバなどの電子機器)に記載され、又は電磁的な方法で記録されていること。
- (2) 証券等に記載され、又は電磁的な方法で記録されている金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること。
- (3) 金額又は物品・サービスの数量が記載され、又は電磁的な方法で記録されている証券等や、これらの財産的価値と結びついた番号、記号その他の符号(ID番号等)が発行されること。
- (4) 物品を購入するとき、サービスの提供を受けるとき等に、証券等や番号、記号その他の符号が提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること。

⇒ 具体的には、商品券等やカタログギフト券、磁気型やIC型のプリペイドカード、インターネット上で使えるプリペイドカード等が該当する。

＜留意事項：次のものは適用除外＞

- ①発行の日から6月以内に限り使用できるもの、②乗車券、③美術館等の入場券、④社員食堂の食券等

資金決済に関する法律について（2／2）

前払式支払手段の発行者

(1) 自家型発行者(届出が必要な発行者): 全国で746法人が届出 (平成25年9月30日現在)

発行者の店舗においてのみ利用することができる前払式支払手段を発行しており、法に基づき内閣総理大臣へ届出を行った者。発行している前払式支払手段の未使用残高(前払式支払手段の総発行額－総回収額)が3月末あるいは9月末において、1,000万円を超えたときは、内閣総理大臣への届出が必要。内閣総理大臣は自家型発行者について、自家型発行者名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

(2) 第三者型発行者: 全国で1,063法人が登録 (平成25年9月30日現在)

法に基づく登録を受けて発行者以外の第三者の店舗(加盟店、フランチャイズ店等)においても使用することができ、前払式支払手段を発行している者。発行前に内閣総理大臣の登録を受ける必要。内閣総理大臣は第三者型発行者の登録の申請があった場合には、登録の拒否をする場合を除き、第三者型発行者登録簿に登録し、これを縦覧に供しなければならない。なお、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、第三者型前払式支払手段の発行を行うことができない。

前払式支払手段発行者の主な義務

(1) 発行する前払式支払手段に、次の事項を表示しなければならない。

①氏名、商号又は名称、②前払式支払手段の支払可能金額等、③物品の購入、役務の提供を受けること等に期間の制限がある場合にはその期限等、④苦情又は相談に応じる営業所の所在地等 など

(2) 自家型発行者については、発行している前払式支払手段の未使用残高(前払式支払手段の総発行額－総回収額)が3月末あるいは9月末において、1,000万円を超えたときは、内閣総理大臣への届出が必要(再掲)。

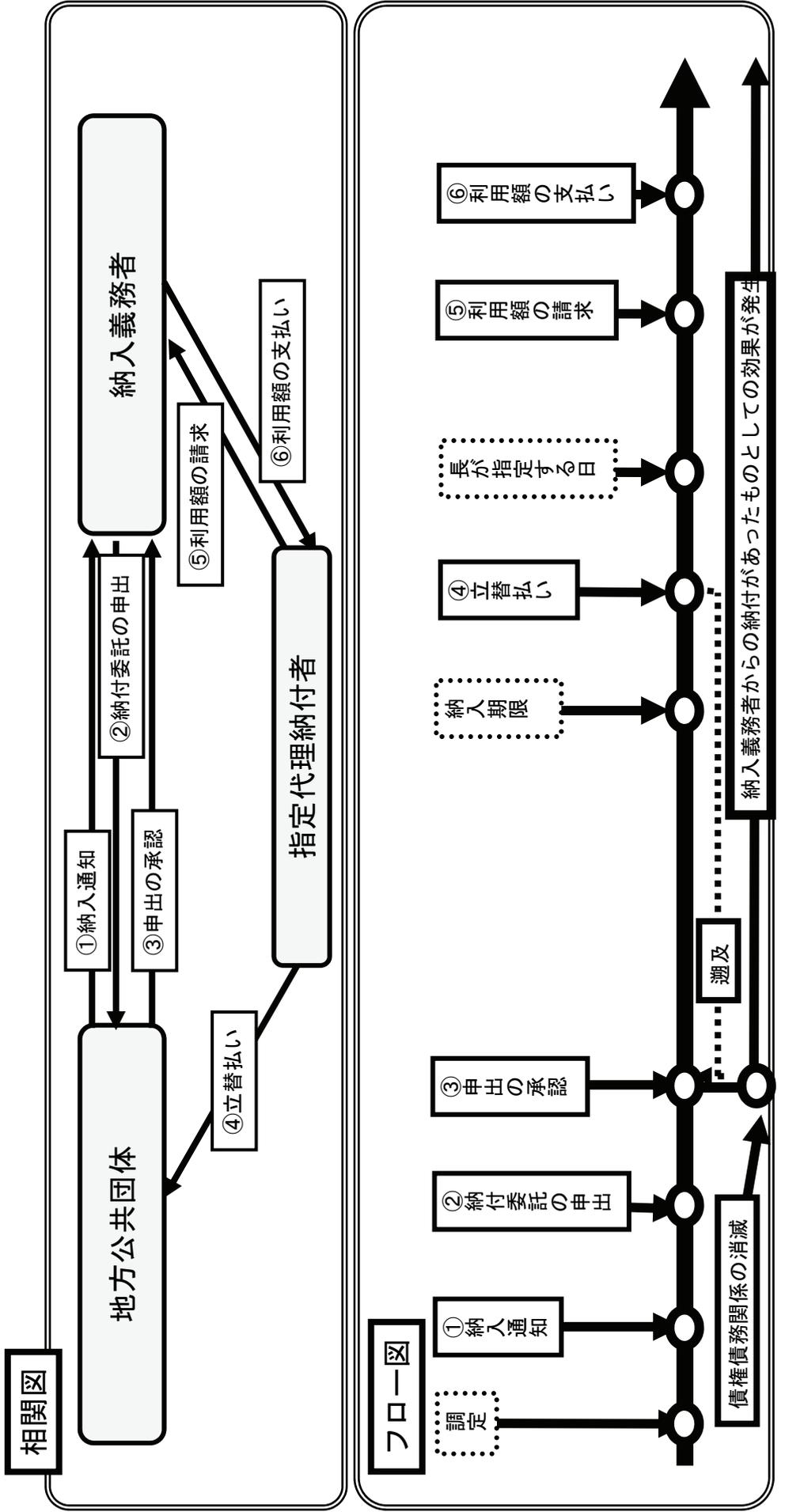
(3) 発行している前払式支払手段の未使用残高が3月末あるいは9月末において、1,000万円を超えたときは、原則として、当該未使用残高の二分の一の額以上の額に相当する額の発行保証金を、供託所に供託しなければならない。

地方公共団体におけるクレジットカード収納のしくみ

【参考資料21】

● クレジットカード

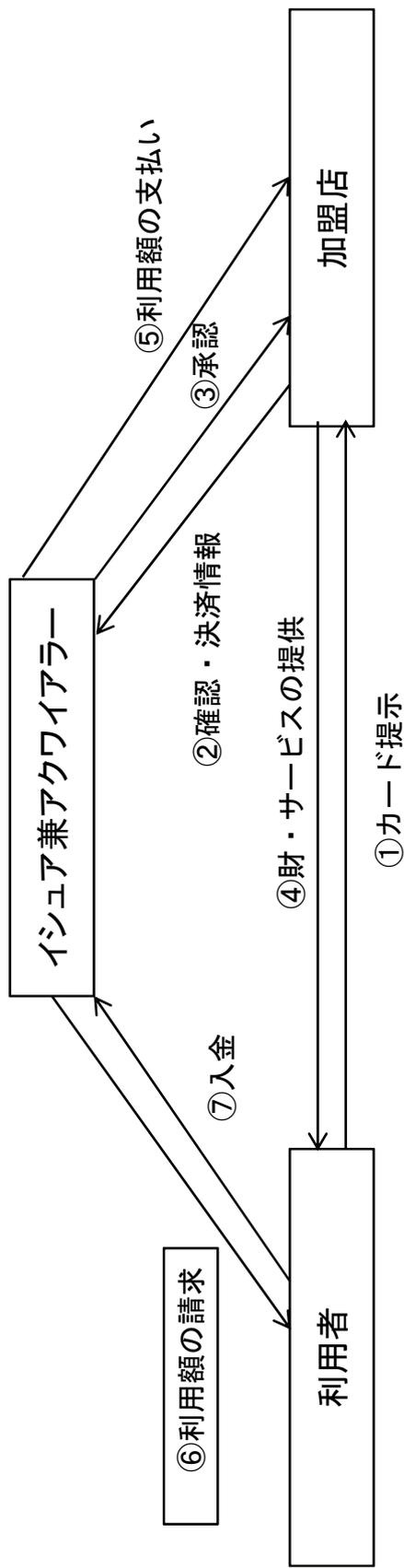
- ・ 平成18年の地方自治法の一部改正において、地方公共団体の公金の納付方法として、指定代理納付者による歳入の納付をすることができることを明確に規定。
- ・ クレジットカードの提示等により歳入の納付を行った場合において、現金による納付があったことと同様の効果をもたらすよう規定を整備



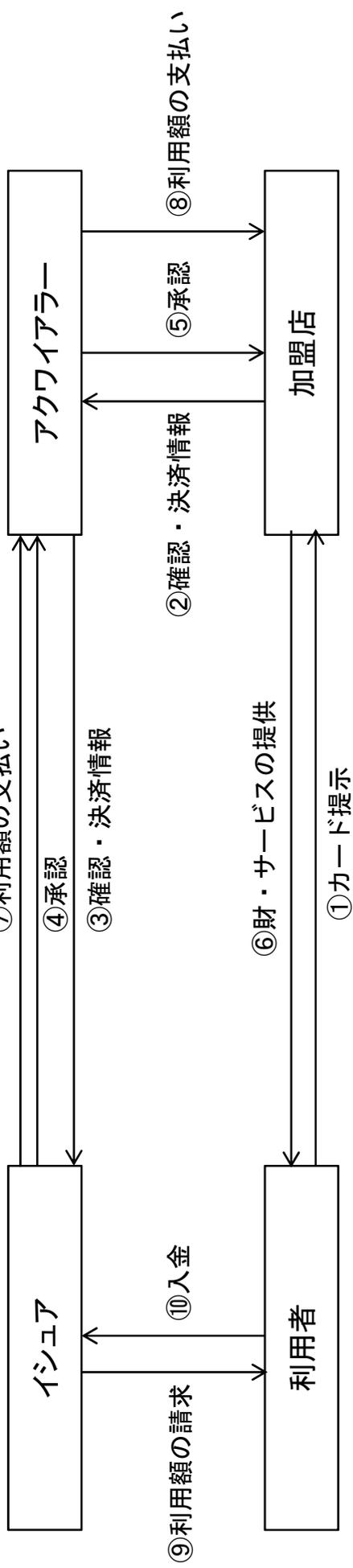
クレジットカード決済の仕組み（1 / 3）

クレジットカード決済の仕組みは多様化している。

（決済のしくみ① イシューとアクワイアラーが同一の場合）



（決済のしくみ② イシューとアクワイアラーが別の主体である場合）



【参考資料22】

※ アクワイアラーとイシューは同一ブランドのメンバー（ライセンス）であることが必要。このスキームが成立するのはメンバー間のみ。

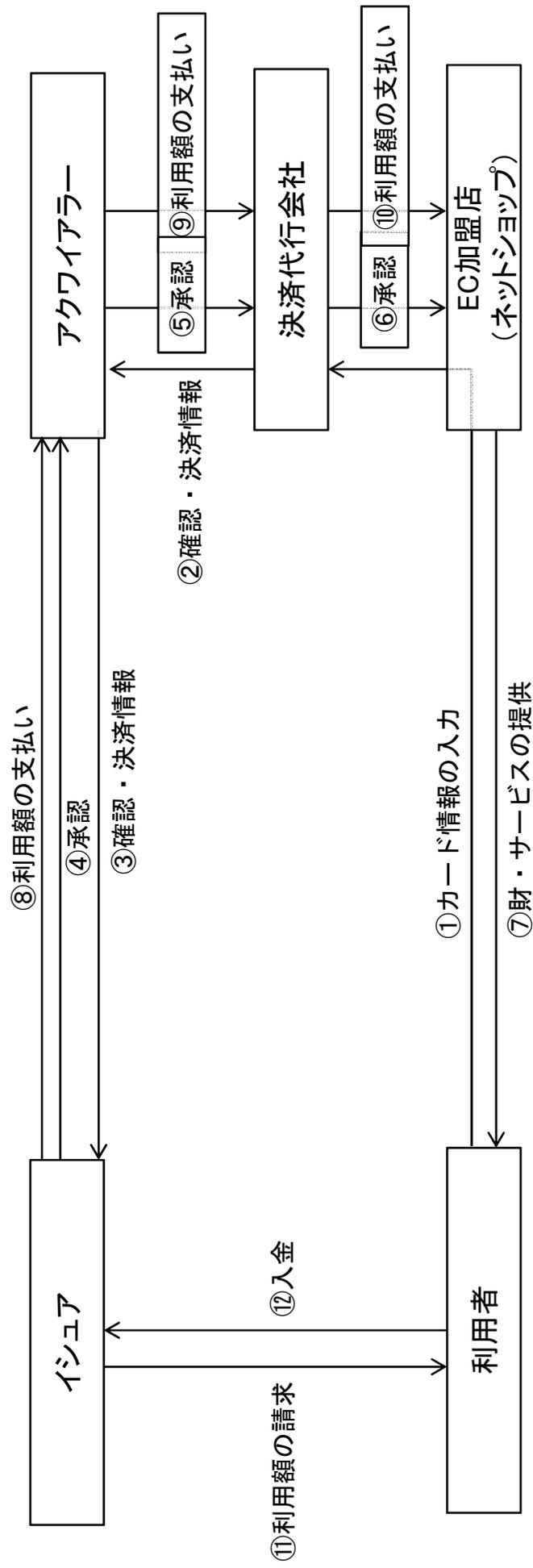
イシュー：カード発行を行う事業者 アクワイアラー：加盟店の開拓・管理を行う事業者

（事務局調べ）

クレジットカード決済の仕組み（2 / 3）

クレジットカード決済の仕組みは多様化している。

（決済のしくみ③ イシューとアクワイアラーが別の主体で、加盟店が決済業務を決済代行会社に委託している場合）

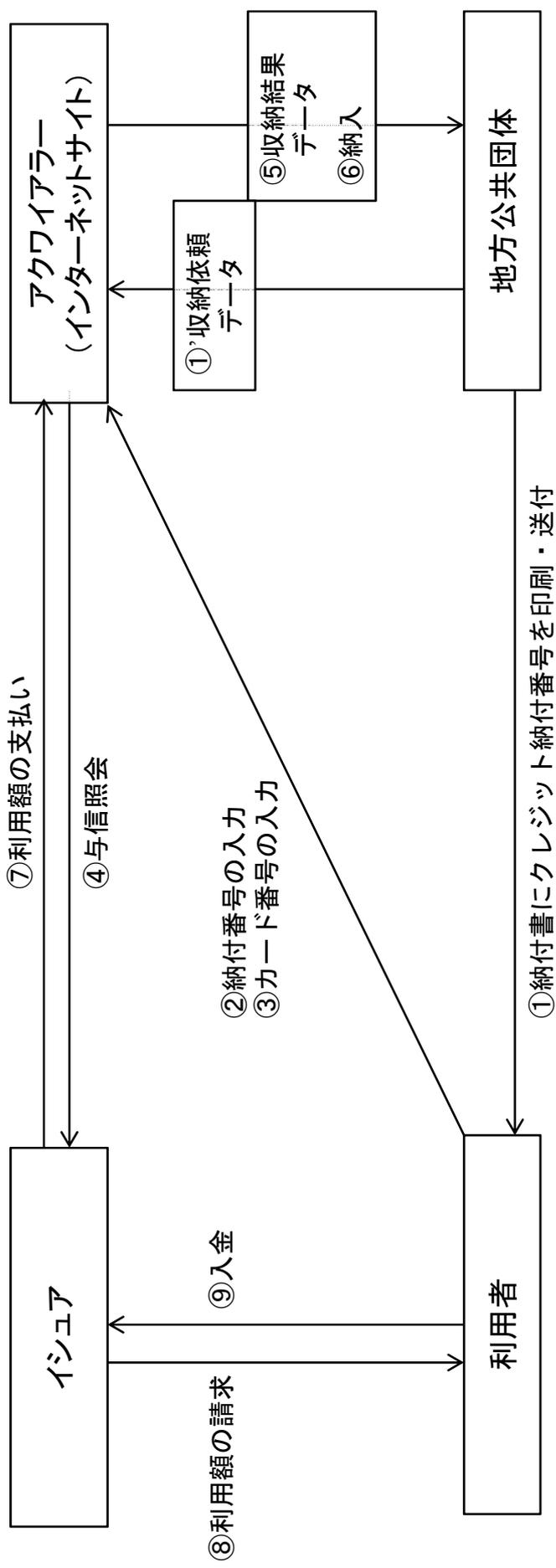


※アクワイアラーとイシューアは同一ブランドのメンバー(ライセンス)であることが必要。このスキームが成立するのはメンバー間のみ。
 ※実際は、①利用者は決済代行会社が構築したサイトに収納情報等を入力し、②決済代行会社がカード認証をアクワイアラーを通じて実施、③当該決済情報をイシューア、アクワイアラー、加盟店に伝達し、④その後アクワイアラーは加盟店に利用額を支払い、⑤イシューアがアクワイアラーに利用額を支払い、⑥イシューアが利用者にカード利用料金を請求する。

（事務局調べ）

クレジットカード決済の仕組み（3 / 3）

クレジットカードを用いた公金納付における実際のフロー



※原則、アクワイアラーとイシュアは同一ブランドのメンバー（ライセンス）であることが必要。このスキームが成立するのはメンバー間のみ。（取扱いブランドライセンス以外のブランドに関する決済事務をアクワイアラーが受託している場合は可能）

国際ブランドとは

- ・ 国際ブランドとは、一つの国に限らず、世界各国のブランド加盟店で使用することのできるクレジットカードブランドのこと。
- ・ 一般的には、VISA（ビザ）、MASTERCARD（マスターカード）、AMERICAN EXPRESS（アメリカンエキスプレス）、DINERS CLUB（ダイナースクラブ）、JCB（ジェイシービー）を指す。

（事務局調べ）

指定代理納付者の選定方法（例）

競争入札による方法

○一般競争入札

公告により参加者を募り、入札の方法により競争を行わせ、その中から地方公共団体にとって最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法

○指名競争入札

資力、信用等について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、その中から地方公共団体にとって最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法

競争入札によらない方法

○随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

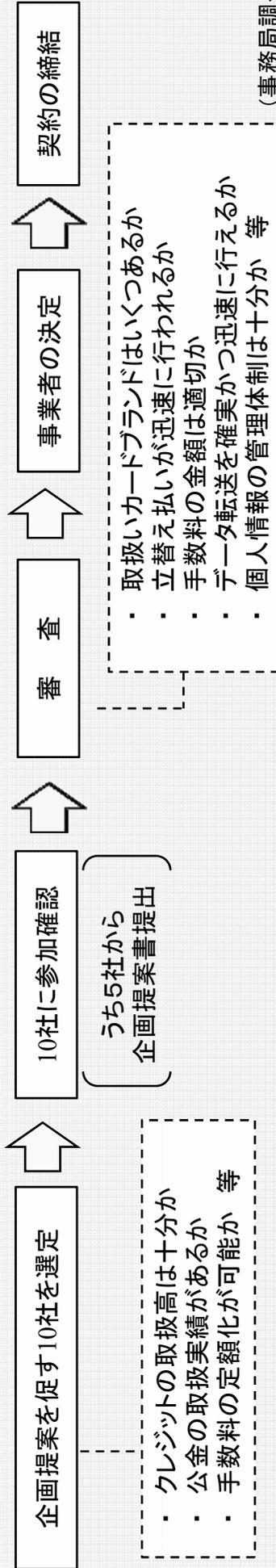
＜「特定の者」を選定するにあたっての基準例＞

指定代理納付者としての実績が他と比較して豊富であること

○企画提案方式(随意契約の一種)

複数の者から企画提案を受け、その中から実績・能力等を総合的に評価し、地方公共団体が調達する業務等の目的に最も適した事業者を契約の相手方とする方法

＜企画提案による方法で指定代理納付者を選定する例＞



地方税におけるクレジットカード収納について

● クレジットカード納付の実施状況

(地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果 (平成26年1月) より)

1. 実施団体数

都道府県 16団体 ※なお、5団体が導入を具体的に予定
市区町村 51団体 ※なお、22団体が導入を具体的に予定

2. 対象税目

都道府県 自動車税：全団体
市区町村 軽自動車税：50団体 個人住民税：37団体 固定資産税：34団体
国保税：25団体 その他税：5団体

● クレジットカード納付導入に係る課題(主なもの)

(地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果 (平成26年1月) より)

- ・手数料が高額。手数料負担のあり方
- ・費用対効果、初期導入費用やランニングコスト等
- ・カードポイントの取扱い
- ・納税証明書発行までにタイムラグが生じる。
- ・車検用納税証明書を別途送付する事務及び費用の発生。

【参考：「クレジットカードの利用に係る手数料負担について」(平成18年3月13日付け総税企第53号)】

納税者がクレジットカードを利用した地方税等の納付を行うことを選択することにより必要となる手数料については、仮に、地方団体が負担するとしても、他の収納手段における手数料との均衡を保つことが必要であり、それを超える部分は、当該選択を行った納税者本人が負担するものと考えられる。

MPN (マルチペイメントネットワーク) について (1 / 3)

【参考資料25】

- マルチペイメントネットワークは、各種収納機関と金融機関を結び、様々な決済に関わるデータを伝送するためのインフラである。
- マルチペイメントネットワークを活用し、国税・地方税、公共料金、各種料金などをパソコン、モバイル、ATMから「いつでもどこでも・かんたんに」支払えるようにする電子決済サービスが、「Pay-easy(ペイジー)」である。(H26.2現在、都道府県で21団体、市区町で42団体が導入済)
- ペイジーによる公金収納には、納付書を用いた支払い(オンライン方式)や、電子申請・電子申告等と連動した支払い(情報リンク方式)などの方法がある。
- H25年度は国庫金7兆円、地方公金1.4兆円の利用見込み(平成26年1月30日日本MPN推進協議会・運営機構報道発表)

The image shows three documents related to MPN payments:

- 77 四角県 払込取扱票 (Payment Slip):** A document from the Shikoku Prefecture Tax Authority. It includes fields for the payer (OO County Accounting Manager), account number (01234-5-678901), amount (45000 Yen), and a QR code. A callout box highlights the online payment information: "オンライン方式による支払い操作時に入力する番号情報" (Online payment operation input number information), including the collection number (12345-67890-07), payment number (654327), and collection area (678).
- 納付書 (Receipt):** A document from the same authority. It contains the same payment details as the slip, including the amount (45000 Yen) and the collection area (678).
- 領収証書 (Receipt Certificate):** A document from the Shikoku Prefecture Tax Authority. It includes the payer's name (Hajime Hajime), the amount (45000 Yen), and the date (May 31, 2024).

(事務局調べ)

MPN（マルチペイメントネットワーク）について（2／3）

【納付書を用いた支払い(オンライン方式)の仕組み】

①納付書（ペイジー支払用の番号が付与されたもの）の送付

金融機関が提供するチャネル
(ATM・インターネットバンキング等)

| | |
|------------|--------------|
| ペイジー税金料金払込 | |
| 収納機関番号 | 4 8 0 0 0 |
| 納付番号 | 123456789007 |
| 確認番号 | 6 5 4 3 2 7 |
| 納付区分 | 6 7 8 |
| | 照会 |

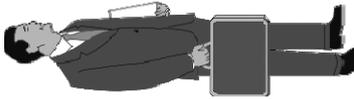
パソコン



モバイル

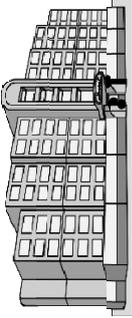


ATM



納付者

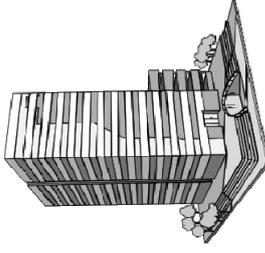
金融機関



②納付情報の照会

③納付情報の通知

マルチペイメント
ネットワーク



地方公共団体
(収納機関)

顧客口座



⑤支払依頼



地方公共団体口座



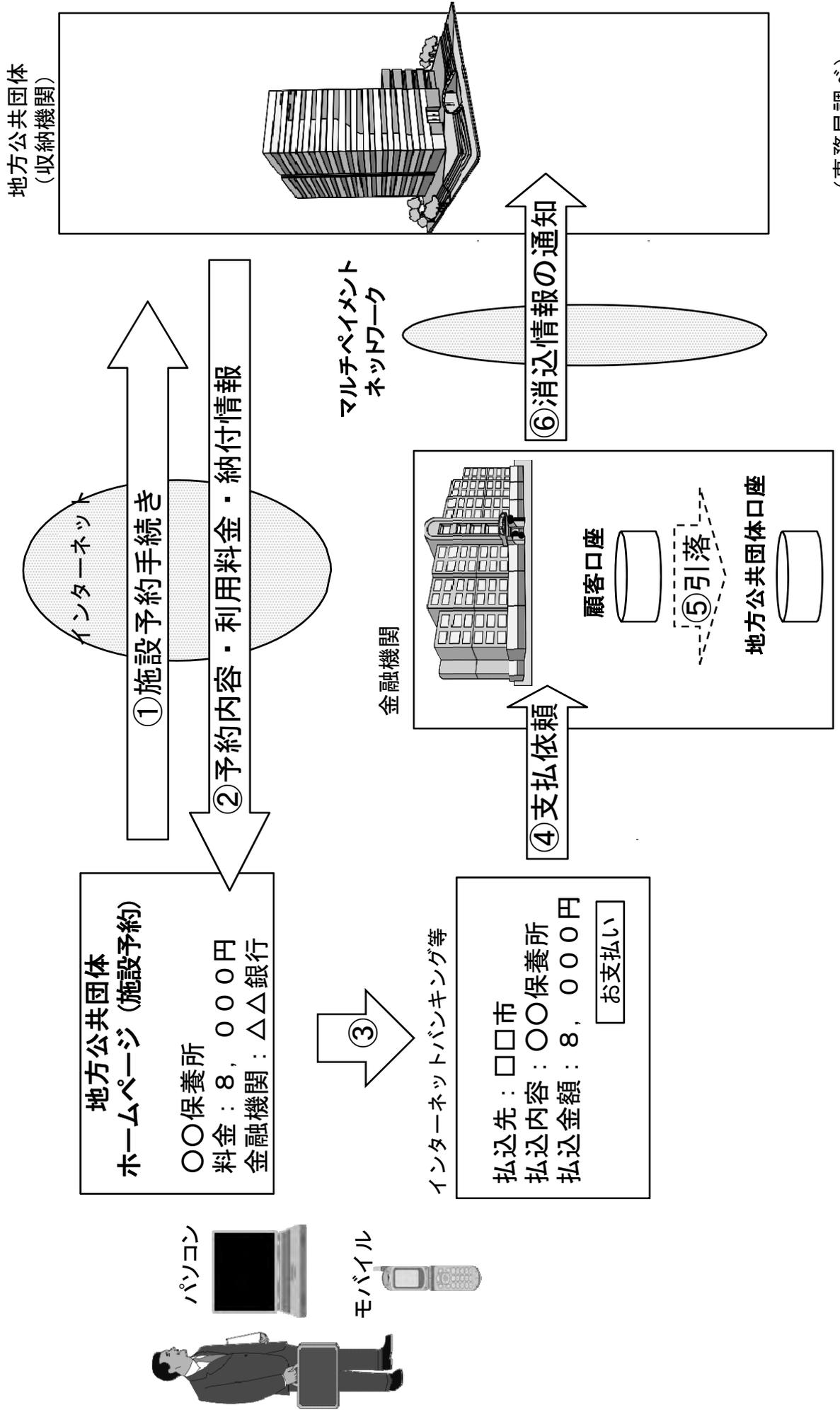
⑦消込情報の通知

④

| | |
|------|---------|
| 払込先 | 〇〇県 |
| 払込内容 | 自動車税 |
| 払込金額 | 45,000円 |
| | お支払い |

MPN（マルチペイメントネットワーク）について（3／3）

【電子申請・電子申告と連動した支払い(情報リンク方式)の仕組み】



(事務局調べ)

民間企業における収入手法の仕組み～J-デビット～

J-デビット(J-Debit)

- ・ J-デビットとは、金融機関で発行されたキャッシュカードを、商品購入やサービスの対価の支払いにそのまま利用する決済サービス
- ・ 支払いの際にキャッシュカードを提示し、端末にキャッシュカードを読み取らせた上で、暗証番号を利用者本人が入力すると、利用代金がキャッシュカードの口座から即時に引き落とされ、数日後(金融機関の3営業日後)に加盟店が契約している金融機関の指定口座へ入金される仕組み

(J-デビットによる決済のしくみ)

◆事前の手続き

※既に口座があればキャッシュカードをそのまま利用可能。

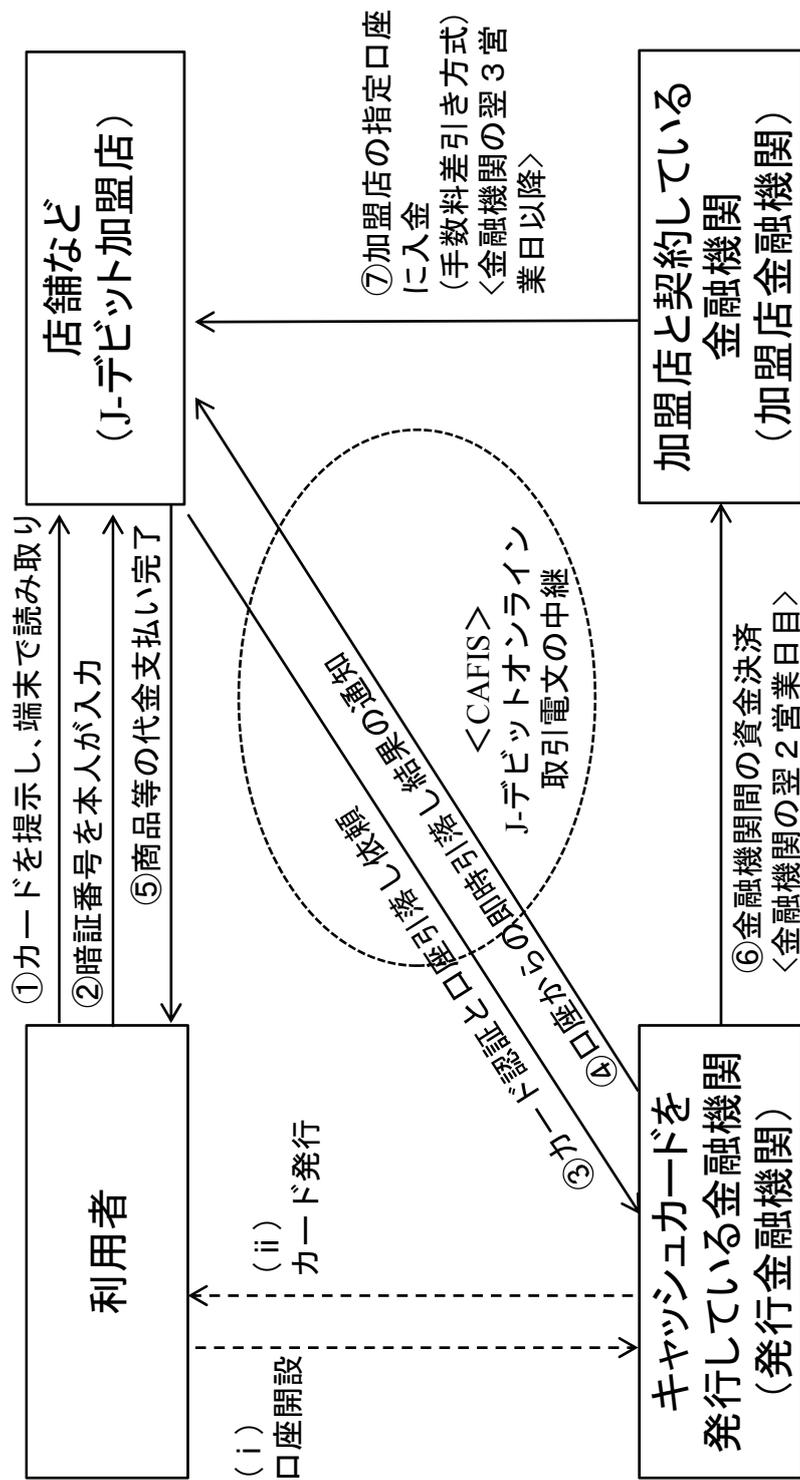
- (i) 口座新規開設
- (ii) キャッシュカード発行

◆J-デビットによる決済

- ① キャッシュカードを提示し、端末でカード読み取り。
- ② 暗証番号を本人が入力。
- ③ カード認証と口座引落とし依頼。
- ④ 即時引落とし結果の通知。
- ⑤ 商品等の代金の支払い完了。

↓
＜翌日以降の資金決済＞

- ⑥ 金融機関間の資金決済
- ⑦ 加盟店の指定口座へ入金
(手数料差引き方式)



私人の徴収又は収納の委託について

- ・ 地方公共団体は、原則として公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任等をさせることはできない。
- ・ 以下の地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することが可能とされている。
 - ①使用料 ②手数料 ③賃貸料 ④物品売払代金 ⑤寄附金 ⑥貸付金の元利償還金
- ・ 地方税については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することが可能。



上記以外の収入については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合に限り、私人にその徴収を委託することが可能。

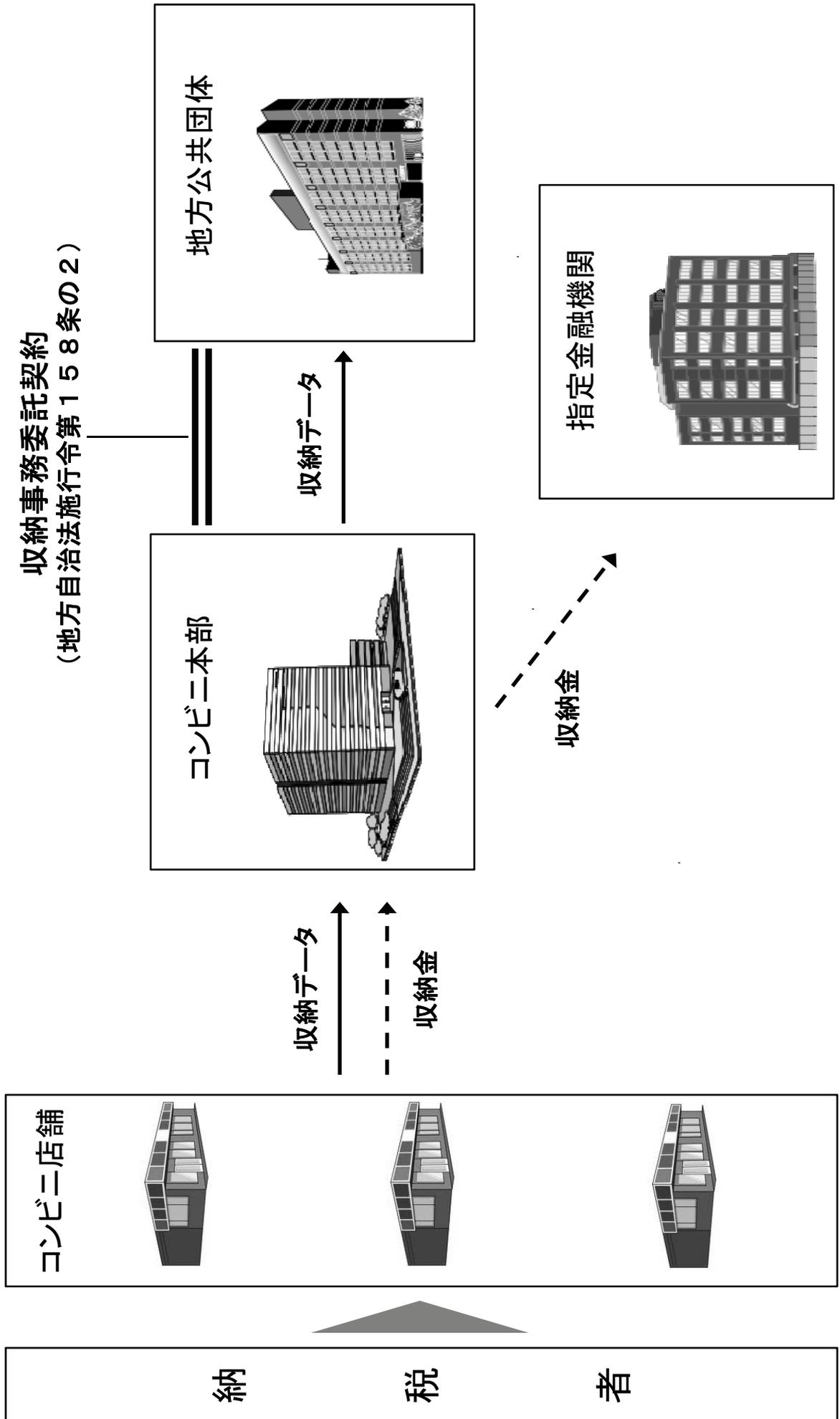
- 例)
- ・ 地方公営企業に関する利用料金
 - ・ 児童福祉法に基づく保育費用
 - ・ 介護保険事業に係る保険料
 - ・ 国民健康保険に係る保険料
 - ・ 後期高齢者医療に係る保険料
 - ・ 道路交通法における放置違反金

⇒ これら以外の収入については、私人にその徴収等を委託することができない。

＜徴収を委託することができない収入の例＞

- ・ 分担金、負担金
 - ・ 物品以外の財産売払収入
 - ・ 過料
- 等

コンビニ収納の仕組み（1/2）



コンビニ収納の仕組み（2/2）

コンビニエンスストア収納に係る委託契約書（例）

（目的）

第1条 A県（甲）は、地方自治法施行令第158条の2の規定により、収納事務をBコンビニエンスストア（乙）に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（収納事務の内容）

第2条 甲が乙に委託する収納事務とは、A県税の収納に関して、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙の直営店及び加盟店（以下「取扱店」という。）における、甲の発行した納付書に基づく現金による収納の受付
- (2) 取扱店において収納された収納金のとりまとめ及び甲の指定する金融機関への払込み
- (3) 取扱店において収納された収納金に係る原符及び納入済通知書の保管
- (4) 取扱店において収納された収納金に係る収納情報のとりまとめ及び甲への送付

（委託手数料の支払い）

第3条 甲は、甲乙間で別に定める契約に基づき、乙に委託手数料を支払うものとする。

（損害賠償責任）

第4条 甲、乙は、他の当事者（以下「違反当事者」という。）の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、当該違反当事者に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（甲の契約解除権）

- 第5条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約を解除できるものとする。
- 2 甲は、前項の解除により、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 甲は、乙が各号のいずれかにかに該当した場合、何ら催告することなく一方的な通告をもって直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする

(1) 支払停止又は支払不能となったとき。

(2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。

(4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき。

(5) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

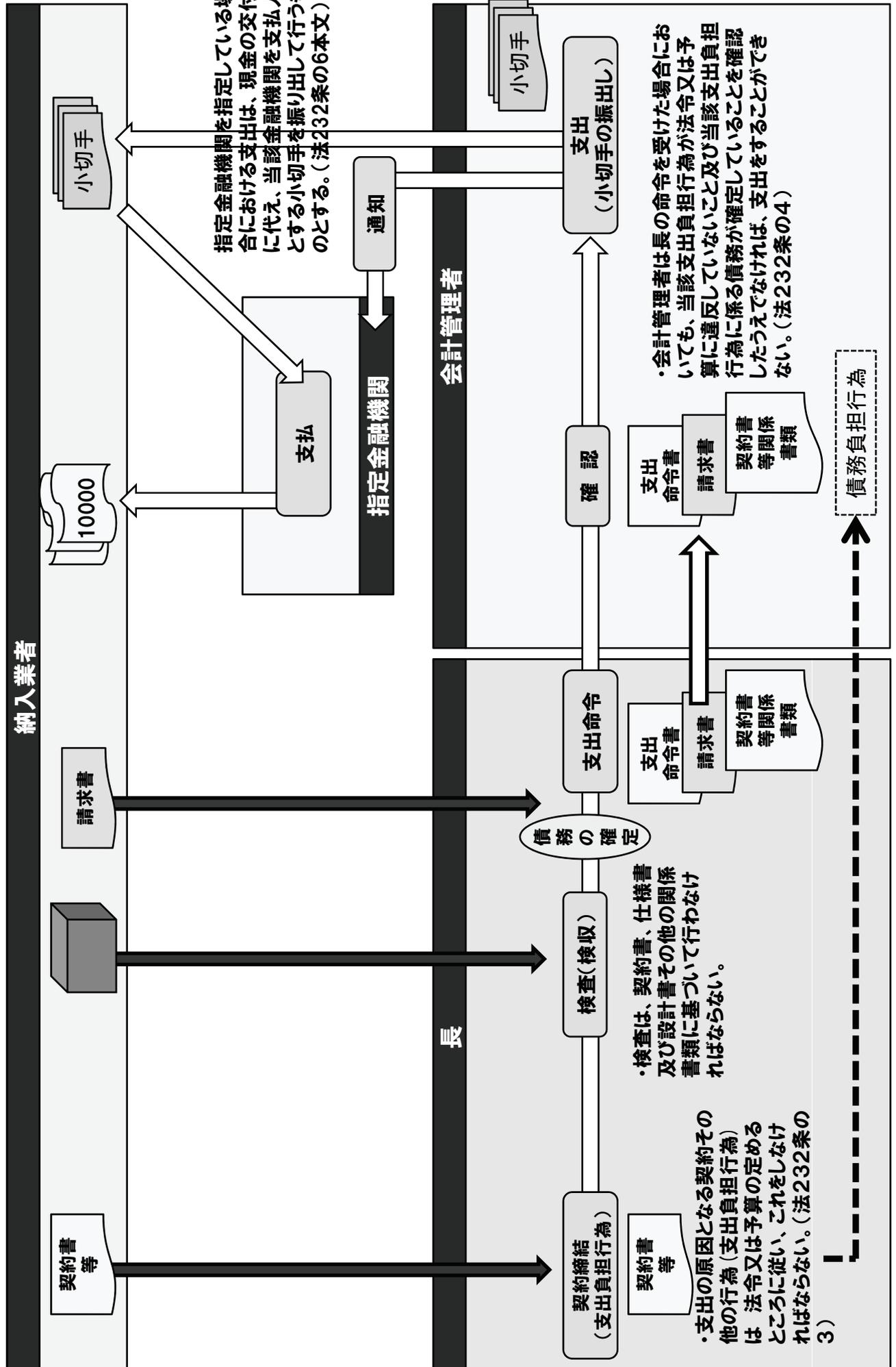
(6) 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき。

4 乙は、前項各号のいずれかにかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、甲に対して払込みすべき収納金を直ちに払込むものとする。

（事務局調べ）

地方公共団体における支出の流れ

【参考資料29】



(事務局作成)

支出の方法について

地方公共団体の支出の方法

- ・地方公共団体が支出するに当たっては、債務の金額が確定し、支払の期限が到来しており、かつ支出の相手方が正当な債権者であることが必要。
- ・上記の通常の支出方法の特例として、地方自治法において資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払、口座振替及び私人への支出事務の委託が認められている。

| 支出方法 | 概要 | 民間企業における当該特例に相当する支出方法 |
|---------|--|-----------------------|
| 資金前渡 | 職員に概括的に経費の金額を交付して現金払をさせるもの | 小口現金制度 |
| 概算払 | 支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支払うもの | 仮払い |
| 前金払 | 支払うべき債務金額の確定後であって支払期限の到来前に支出を行うもの | 着手金 |
| 繰替払 | 歳入の徴収委託手数料を当該歳入金から充てるなど、それぞれの歳入金から一時繰り替えて支払うもの | なし |
| 隔地払 | 指定金融機関等に資金を交付し支払の手続をさせることにより遠隔地の債権者に対し支払いを行うもの | 銀行振込 |
| 口座振替払 | 債権者の希望により、債権者の有する指定金融機関等の口座に口座振替の方法により支払いを行うもの | 口座振替 |
| 支出事務の委託 | 一定の場合に、私人に支出事務の委託を行うもの | なし |

このほか、民間企業では「立替払」が行われているが、地方公共団体では採用されていない。

(事務局調べ)

クレジットカードを用いた支出の取組み（例）について

国におけるクレジットカード支出の方法

- 国においては、海外出張等に使用するため、クレジットカードを用いた支出を実施
- クレジットカード業者との契約等、事務手続は各省庁に行っている。

具体的な使用用途

- ・ 海外出張時の支払い
 - ・ 公用車のETC利用
 - ・ 庁舎の水道料金
- ※この他にも少額の物品購入について、クレジットカードを用いた支出を実施している例がある。

契約形態等

- ・ 省庁による法人契約
- ・ 契約は会計担当課が担当
- ・ カード利用に係る債権債務関係は、当該カード会社との契約によっており、債権譲渡方式、立替払方式の双方がある。

手続のフロー（海外出張の場合）

- ・ 利用希望者が海外出張前にカード貸与申請
 - ↓
 - ・ 会計課から目的（費目）、限度額を定めて貸与
 - ↓
 - ・ 出張後、利用伝票・実績報告とともにカード返却
 - ↓
 - ・ カード会社からの請求を受け、審査後、支出
- ※カードの貸与を受ける者を分任支出席担当 官（会計機関）に任命
※分任官に対し、支出席担当が限度額を示達
※分任官は、示達限度額内で支出席担当が
※審査後、請求時点で支出席命令

民間企業におけるクレジットカード支出について

【参考資料32】

民間企業におけるクレジットカードの取扱い

○ 民間企業におけるクレジットカード(コーポレートカード)の使用形態等は、企業ごとに異なる。

ある民間企業の使用例

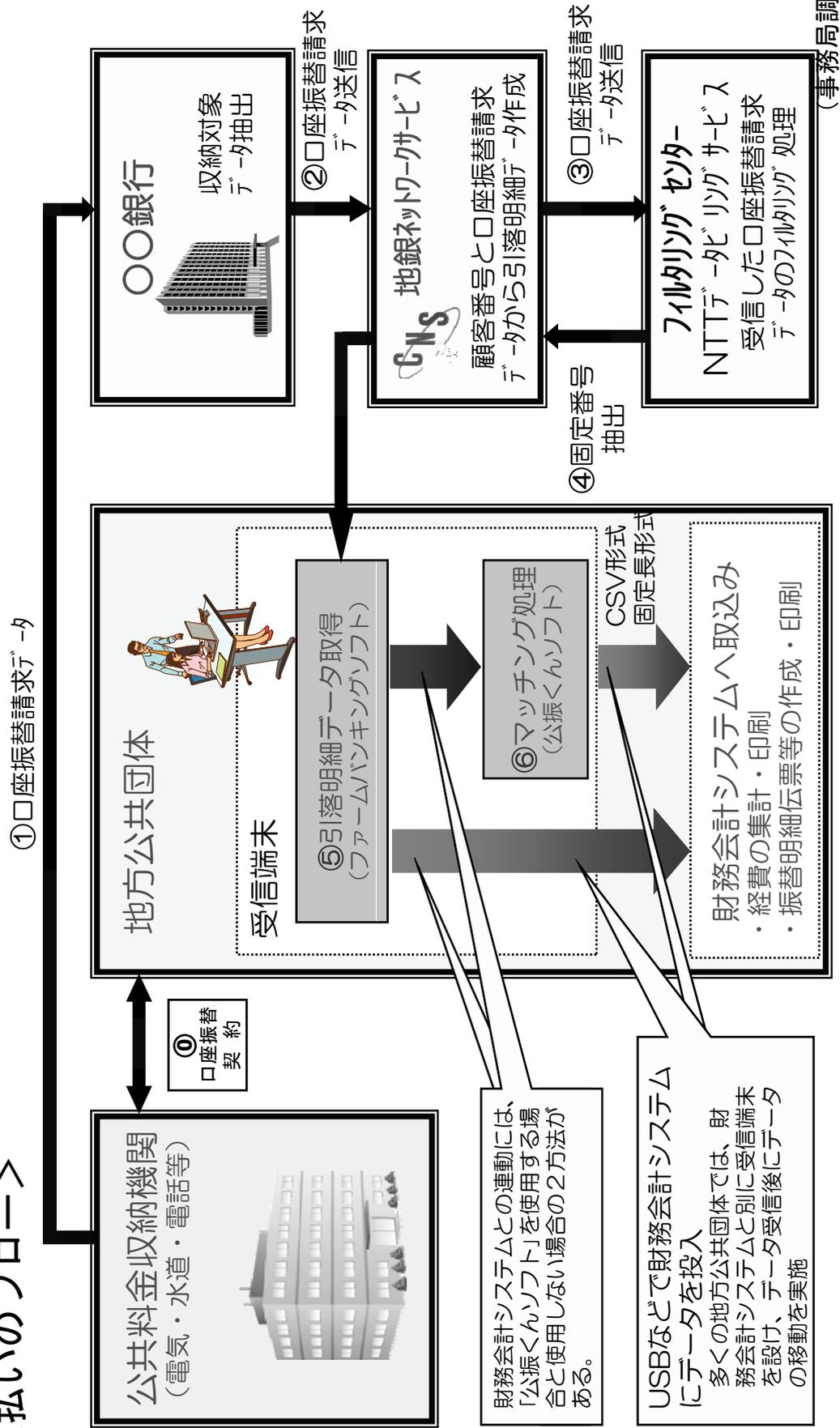
| 項目 | A社 | B社 |
|----------|--|---|
| 契約形態 | A社とカード会社の間で契約 | B社とカード会社の間で契約 ※用途毎に異なるカード会社と契約 |
| 支出対象 | 特に定めていない | 営業車のガソリン代、高速道路通行料 |
| 発行形態 | 取締役、支店長等役職員 | 法人名義 |
| 利用限度額 | 1枚あたり100万円/月(20枚発行) ※会社全体で1,500万円/月の上限設定あり | 限度額なし |
| 事前申請 | 特になし | 出張申請による |
| 会計手続 | ・カード利用後、システムへ利用登録 ・カード会社からの請求後、支払担当者が登録データとカード会社からの請求を照合し、支払い | カード会社からの請求後、支払担当者がETC使用履歴、カード利用履歴と請求書を照合し、支払い |
| 私的利用への対応 | 現金による回収又は次月給与からの控除を実施 | 次月給与等から調整することを想定 |

(事務局調べ)

公共料金明細サービスについて

- 地方公共団体の支出方法として、いわゆる口座引き落としは認められていない。
- このため、地方銀行等においては、電気、水道、電話などの公共料金について、口座引き落としの事前に明細書を送付し、支払い手続を行うことを可能とするサービスを提供

＜支払いのフロー＞



地方公共団体の契約について

契約手法について

- 原則：一般競争入札、随意契約、せり売り

一般競争入札

・予定価格の範囲内において最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする手法

【例外】

- ・低入札価格調査制度(令167条の10①)
- ・最低制限価格制度(令167条の10②)
- ・総合評価方式(令167条の10の2①②)

・一般競争入札の実施にあたり、地方公共団体は入札に参加する者の資格を設定

- ・契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は入札に一般競争入札に参加できない。
- ・また、一定の場合において入札に参加させないことができるほか、必要に応じ、経営状況等や技術的適正の有無等を入札参加者資格として定めることができる。

指名競争入札

・一般競争入札に付することが適しないものについて指名競争入札に付することが可能

随意契約

・次の場合には、随意契約により契約を締結することが可能

- ① 予定価格が少額の場合
- ② 性質又は目的が競争入札に適しない場合
- ③ 障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合
- ④ 新商品として生産される物品を買い入れる場合
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認める場合
- ⑦ 時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合
- ⑧ 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- ⑨ 落札者が契約を締結しない場合

せり売り

・動産の売払いで、当該契約の性質がせり売りに適している場合

総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方式
(自治令167条の10の2①)

価格のみならず、性能・機能や技術力を評価することで、地方公共団体にとって「より良い」調達を実現できる可能性

※ 総合評価落札方式では、何をもって「より良い」調達と判断するかを明確にしなくては、その判断が恣意的になり、競争入札の公正性を損なうおそれ

普通地方公共団体の長は、総合評価競争入札（総合評価落札方式による入札）を行うおうとするときには、あらかじめ、当該入札に係る申し込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決するための基準（落札者決定基準）を定めなければならない。
(自治令167条の10の2③)

公募型プロポーザル方式の概要

公募型プロポーザル方式とは、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力などが要求される業務等について、公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、地方公共団体が調達する業務等の目的に最も適した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式

【総合評価方式との相違点】

総合評価方式が競争入札である一方、公募型プロポーザル方式は随意契約(2号)

↑ 地方自治法上の位置づけが異なる。

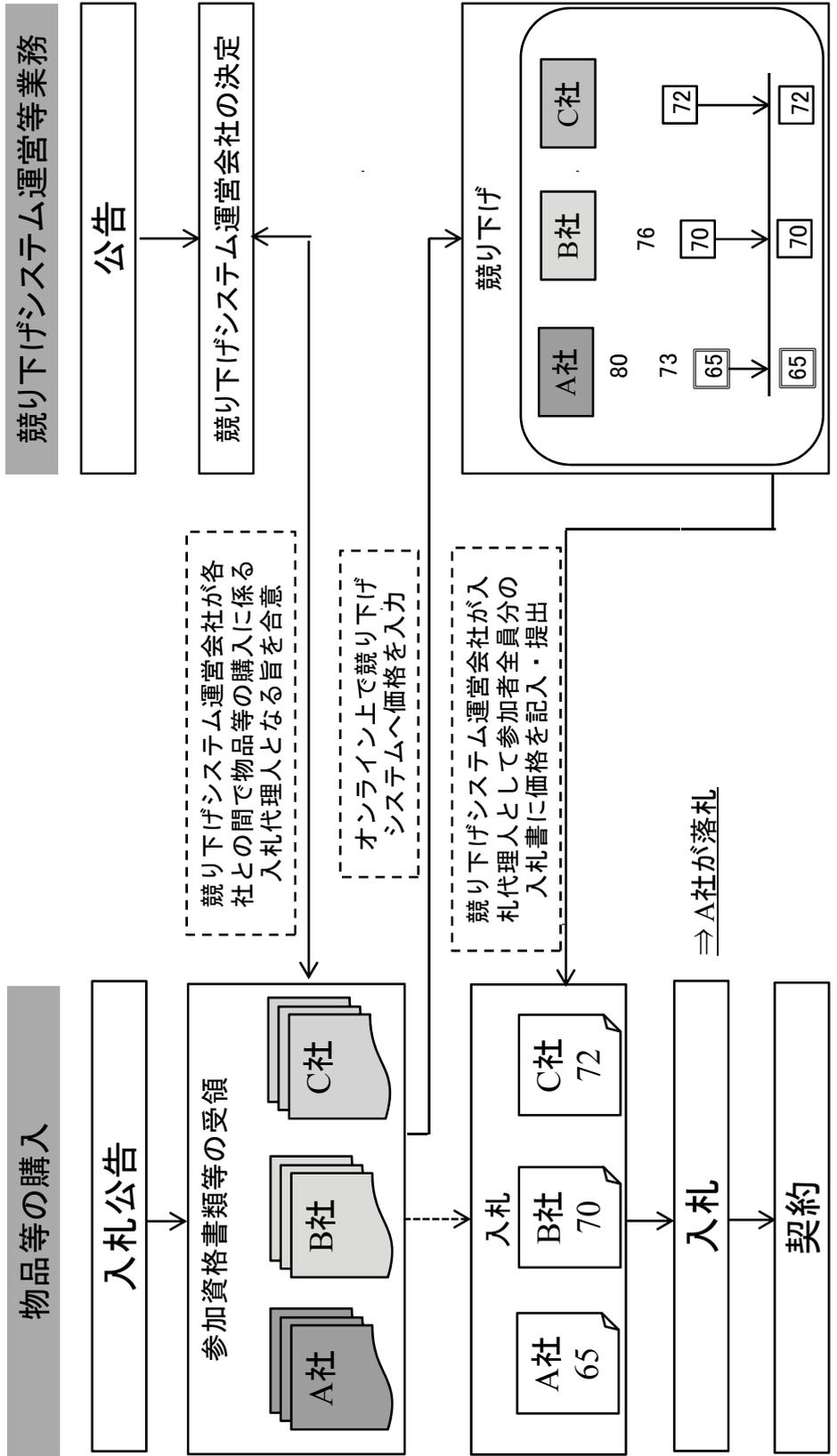
↑ 法令上、必要となる手続や留意点も異なる。

総合評価方式では、地方公共団体にとって最も有利なシステムそのものを調達することになるのに対し、公募型プロポーザル方式は、地方公共団体にとって最も適した事業者を選定するという点も異なる。

「競り下げ」（リバースオークション）について

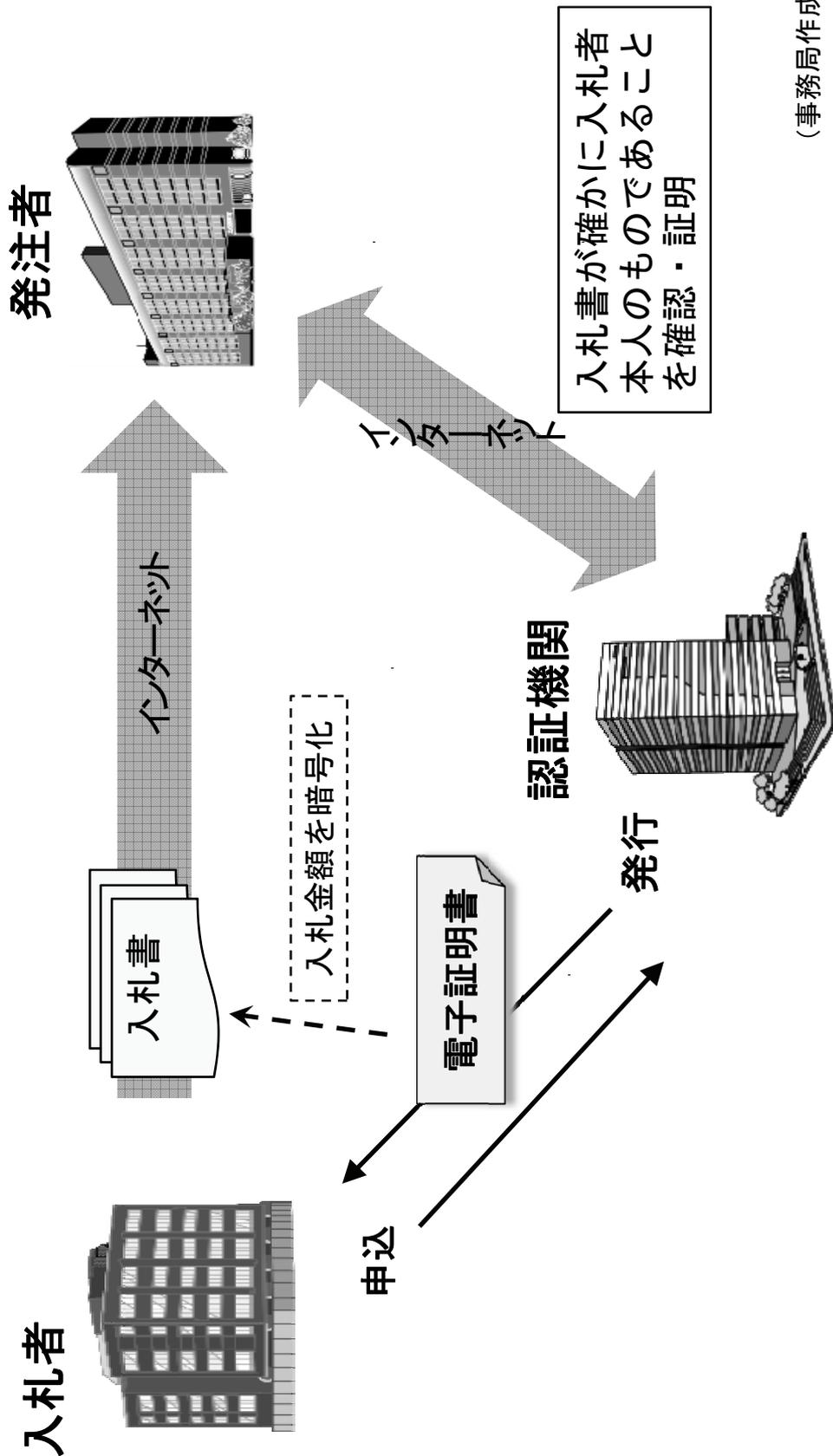
- 「競り下げ」とは、参加者が一度だけ価格を提示する従来の調達方式とは異なり、定められた時間の範囲内に、最低の価格を確認し、何度でもより安い価格を提示できる方式。行政刷新会議・公共サービス改革分科会「公共サービス改革プログラム」において、試行が提言（H23.4）
- 法的整理としては、入札による方法（少額随契）のいずれかで試行
- 国においては、約2年間試行を行い、現行会計法令との整合を保つスキームで支障なく実施されたとの検証が行われている。地方公共団体においては神奈川県において平成24年度から試行

＜入札による実施スキーム＞



電子入札と電子認証について

- 電子入札は、一連の入札手続をインターネットを用いて行うことができるシステムである。
- 入札手続の安全性・信頼性を確保するために、電子入札に参加するには認証機関が発行する「電子証明書」を取得する必要がある。



指定金融機関制度について

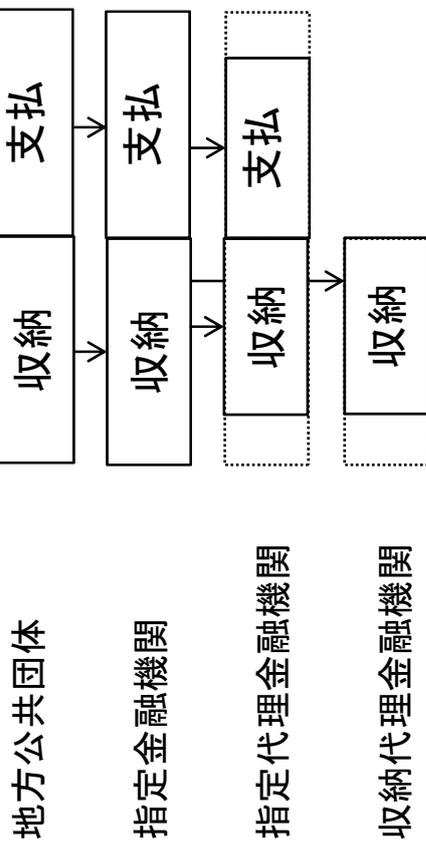
・公金の収納又は支払の事務を取り扱わせるため、地方自治法第235条の規定により都道府県においては金融機関^(※1)の指定^(※2)が義務づけられ(同条第1項)、市町村において金融機関^(※1)の指定^(※2)が任意とされている(同条第2項)。

※1 「金融機関」とは、法令によって金融機関とされているものを指す。

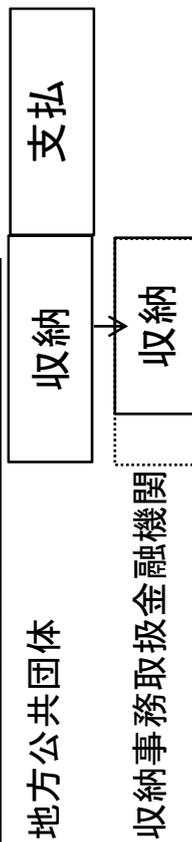
※2 「金融機関の指定」とは、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関の指定を指す。

指定金融機関等の事務の範囲

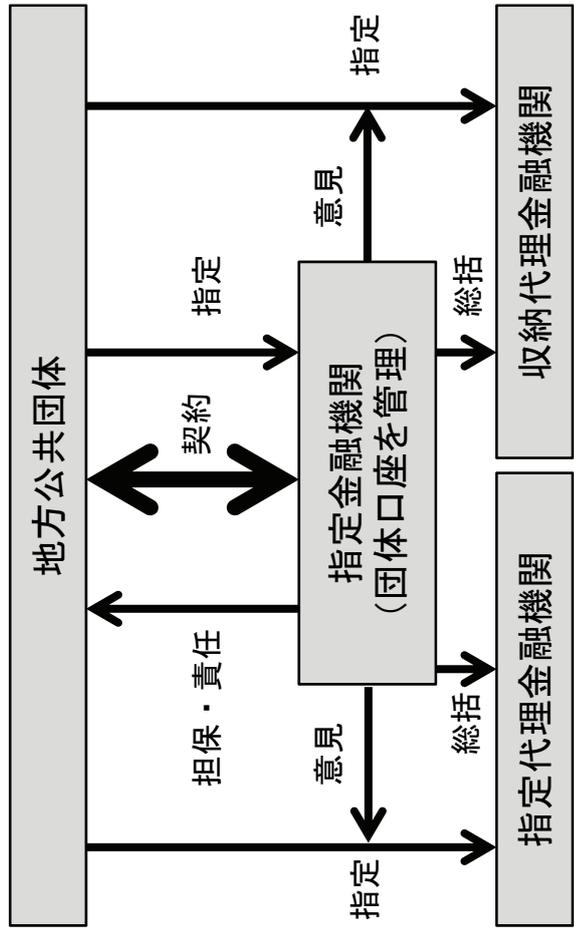
○指定金融機関を指定している場合



○指定金融機関を指定していない場合



指定金融機関等の関係図



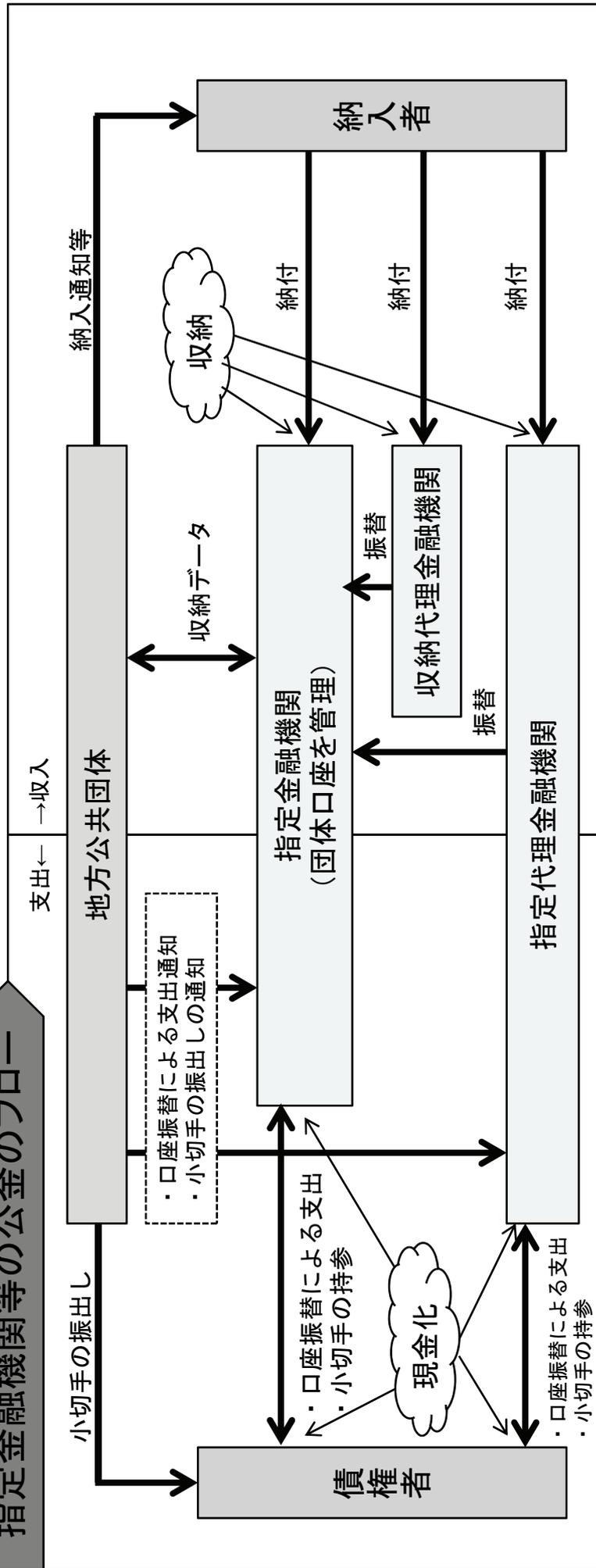
※指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関を指定したときは告示しなければならない

指定金融機関の責務等

指定金融機関の責務

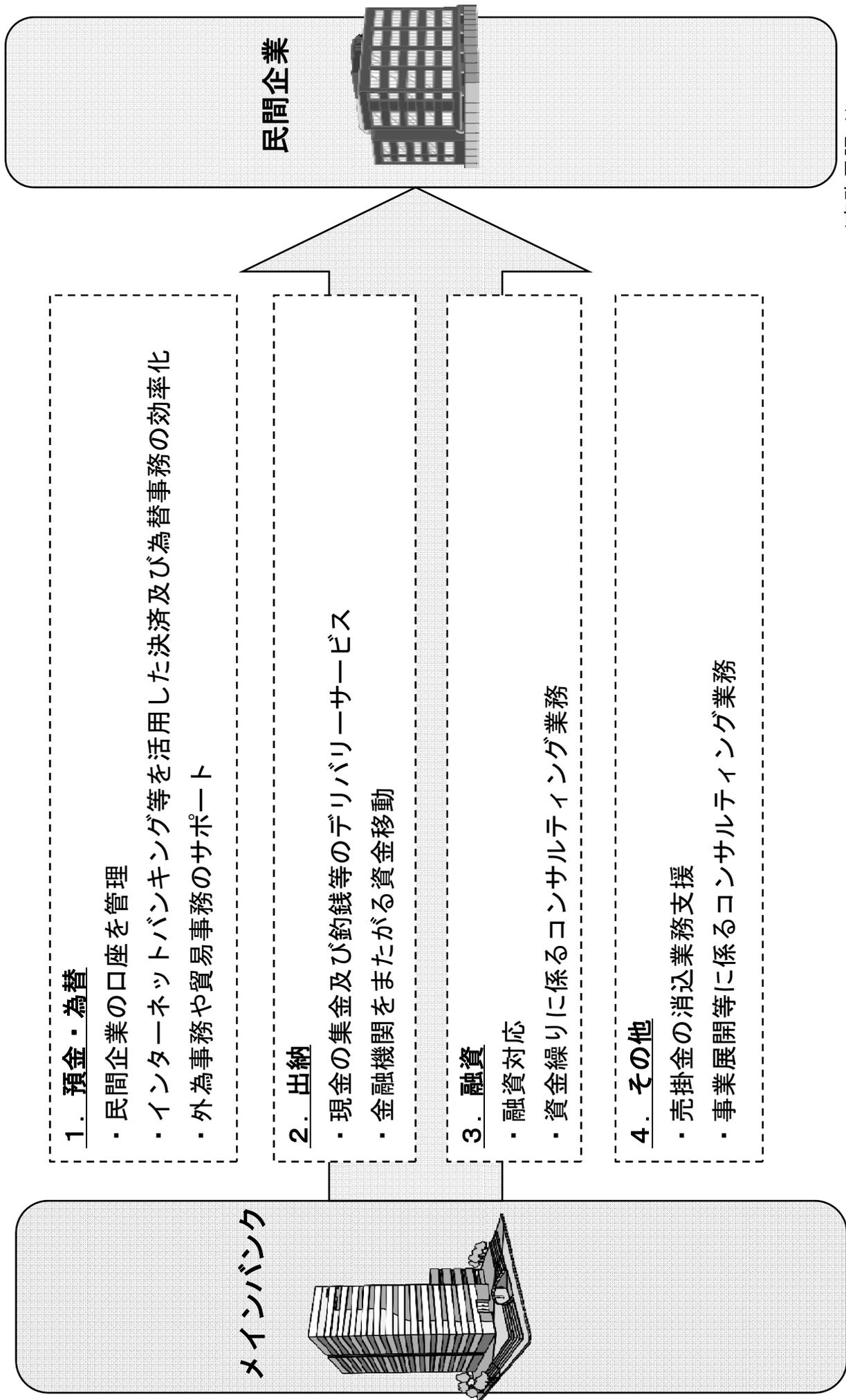
- ・ 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第168条の2第1項)
- ・ 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき、地方公共団体に対して責任を有する。
- ・ 指定金融機関は、地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならない。

指定金融機関等の公金のフロー



民間企業とメインバンクの関係について

メインバンクが民間企業に行う業務内容（例）



民間企業におけるメインバンクと指定金融機関の比較（例）

| | 民間企業におけるメインバンクの主な役割(例) | 左に対応する指定金融機関の主な役割(例) |
|-------------|--|---|
| 預金・為替 業務 | 民間企業の口座を管理 | 地方公共団体の口座を管理 |
| | 決済及び為替事務の効率化 | 口座振替等の対応 |
| | 外為事務や貿易事務のサポート | — |
| 出納業務 | 現金の集金及び釣銭等のデリバリーサービス | ※釣銭等の配達業務を行っている例もある |
| | 金融機関をまたがる資金移動 | (公金振替書による会計間の資金移動) |
| | 納入者からの現金の収納 | 納入者からの現金の収納 |
| | 債権者への支払 | 債権者への支払 |
| 融資業務 | 融資対応 | (一時借入)※指定金融機関として行うものではない (地方債の引き受け) ※指定金融機関として行うものではない |
| | 資金繰りに係るコンサルティング業務 | — |
| | 売掛金の消込業務支援 | 収納金の消込業務支援 (収納データの地方公共団体への送付) |
| その他の 業務 | 事業展開等に係るコンサルティング業務 | — |
| | — | 指定代理金融機関及び収納代理金融機関の 収納・支払事務を総括 |
| 手数料等 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料等なし(契約関係にないため) ・口座振替や口座振込に係る取扱手数料が民間企業から支払われる。 (取引量に応じて減免されることもある。) | <ul style="list-style-type: none"> ・委託料等なし(契約は締結する) ・公金の収納や支出に係る取扱手数料は無料又は低廉な額となっている。 |

(事務局調べ)

指定金融機関の指定状況等について

都道府県

| | 普通銀行 | 信託銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 農林中央金庫 | 商工組合中央金庫 | 農業協同組合 | 漁業協同組合 | 信用農業協同組合連合会 | 信用漁業協同組合連合会 | 労働金庫 | 郵便貯金銀行 |
|----------|------|------|------|------|--------|----------|--------|--------|-------------|-------------|------|--------|
| 指定金融機関 | 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 指定代理金融機関 | 35 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 18 | 3 | 0 | 0 |
| 収納代理金融機関 | 680 | 80 | 347 | 172 | 8 | 47 | 673 | 134 | 31 | 24 | 47 | 37 |

市町村

| | 普通銀行 | 信託銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | 農林中央金庫 | 商工組合中央金庫 | 農業協同組合 | 漁業協同組合 | 信用農業協同組合連合会 | 信用漁業協同組合連合会 | 労働金庫 | 郵便貯金銀行 | その他 |
|------------|-------|------|-------|-------|--------|----------|--------|--------|-------------|-------------|------|--------|-----|
| 指定金融機関 | 1,207 | 0 | 183 | 16 | 0 | 0 | 285 | 6 | 3 | 0 | 1 | - | 0 |
| 指定代理金融機関 | 770 | 9 | 241 | 28 | 1 | 5 | 311 | 17 | 7 | 10 | 18 | 11 | 0 |
| 収納代理金融機関 | 6,828 | 362 | 2,786 | 1,321 | 1 | 106 | 1,721 | 189 | 89 | 235 | 835 | 1,129 | 1 |
| 収納事務取扱金融機関 | 78 | 3 | 46 | 11 | 0 | 1 | 41 | 6 | 1 | 4 | 11 | 85 | 0 |

【参考資料43】

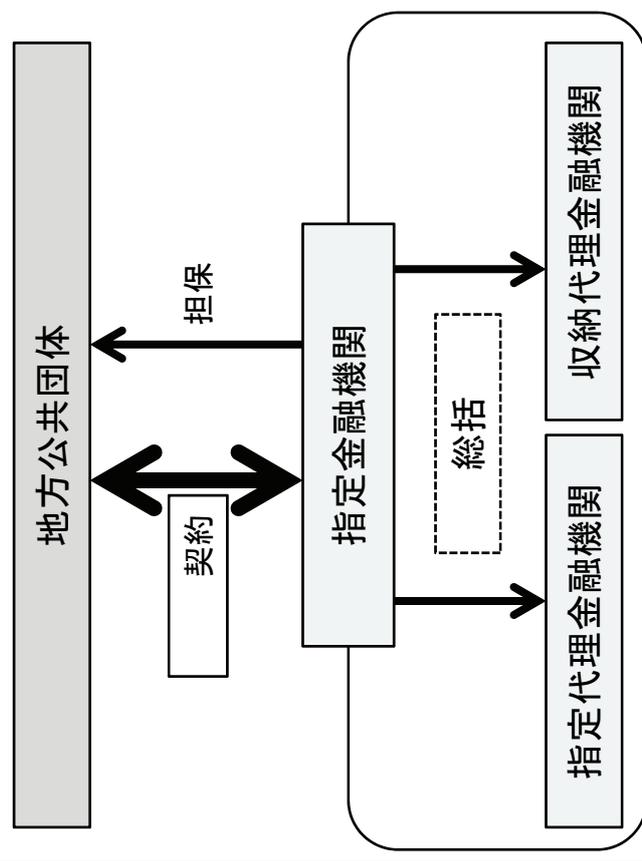
「自治月報第56号」（総務省調べ）

指定金融機関の担保提供義務について（1 / 2）

指定金融機関の責務

- ・ 地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は、地方公共団体の長の定めるところにより、担保(※)を提供しなければならぬこととされている。
- ※ 将来発生する債務の履行を確保するため提供させるもの
- ・ 担保の種類、担保の額等については、法令による定めはなく、地方公共団体と当該地方公共団体が指定する指定金融機関との間で決められている。

指定金融機関等の関係図



担保の状況（平成19年度総務省調べ）

- ・担保の種類：現金、債券（国債、地方債等）、その他
- ・担保提供の額

| 額の区分 (単位:万円) | 都道府県 (単位:%) | 市町村 (単位:%) |
|-----------------|----------------|---------------|
| 0 ~ 2,500 | 10.6% | 84.6% |
| 2,501 ~ 10,000 | 19.1% | 12.6% |
| 10,001 ~ 30,000 | 14.9% | 1.8% |
| 30,001 ~ | 55.3% | 1.0% |

- ・担保提供とは別の損害賠償責任規定の有無
- 都道府県 あり:97.9% なし: 2.1%
- 市町村 あり:83.2% なし:16.8%
- ・担保提供制度の必要性について
- 都道府県 必要あり:80.9% 必要なし:19.1%
- 市町村 必要あり:80.4% 必要なし:19.6%

(事務局調べ)

指定金融機関の担保提供義務について（2／2）

担保提供義務見直しに係る要望

○全国地方銀行協会（規制改革ホットライン（平成25年5月）提出）

地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。もしくは、地方公共団体の長が担保提供義務を不要とする場合には、担保を提供しなくともよいこととする等の規定を追加する。

（提案理由）

- ① 収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融機関が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となること。
- ② 個別地方公共団体と指定金融機関との私法上の契約により損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されていること。
- ③ 協会が会員銀行に対して実施したアンケートでは、金額設定根拠が不明な団体や極めて少額の担保提供を求めめる団体（例えば10万円未満、100万円未満の団体もある）も多いとの声が寄せられており、規制があるため形式的に徴求している可能性もあること。
- ④ 指定金融機関側には、担保残高の管理や債券を差し入れる場合の償還期日の管理等の事務が発生し、負担となっていること。

担保提供義務に係る意見

（平成19年度総務省調べ 等）

⇒「必要あり」とする意見

- ・公金の取扱いの責務等の観点から、指定金融機関の無過失においても債務不履行の場合には、担保を処分し履行に充てることが適当である。
- ・決済用預金については保護されているが、決済用預金以外は保護金額がわずかであり、公金として今以上に保護する制度が必要。

ほか

⇒「必要なし」とする意見

- ・指定契約において損害賠償条項を定めていることから、改めて担保提供は不要。
- ・国債等により担保を提供している場合は、指定金融機関において期日管理と入れ替え作業が発生し、指定金融機関の負担がある。
- ・担保提供の目的が不明確であり、慣習的に行われているのではないか。

ほか

（事務局調べ）

預金保険制度について

預金保険制度とは

- ・金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、金融機関が破綻した場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度
- ・預金者が預金保険制度の対象金融機関に預金等をする、預金者、金融機関及び預金保険機構の間に自動的に保険関係が成立

※預金保険制度の対象となる金融機関

銀行、長期信用金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、ゆうちょ銀行

預金保護の範囲

| 預金などの分類 | | 保護の範囲 |
|-------------|---|--|
| 預金保険の対象預金等 | 決済用預金 一般預金等 当座預金・利息のつかない普通預金など 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補填契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)・金融債(保護預かり専用商品に限る。) など | 全額保護 ・合算して元本1,000万円までと破綻日まで の利息等を保護 ・1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じ支払い(一部カットされる場合あり。) |
| 預金保険の対象外預金等 | 外貨預金、譲渡性預金、金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)など | ・保護対象外 ・破綻金融機関の財産の状況に応じ支払い(一部カットされる場合あり。) |

(預金保険機構等のHPを基に事務局作成)

指定金融機関契約について

指定金融機関規約の規定事項(例)

〇〇市の公金の出納の事務及び預金の取扱いに関する契約書

〇〇市を甲とし、〇〇市指定金融機関株式会社〇〇銀行を乙として、〇〇市の公金の出納の事務及び預金の取扱いについて次のとおり契約を締結する。

- | | | | |
|-------|--------------------------|------|--------------|
| 第一条 | 出納事務及び預金取扱上の原則 | 第二条 | 出納事務等を取り扱う店舗 |
| 第三条 | 派出所の設置 | 第四条 | 派出所の出納事務取扱時間 |
| 第五条 | 公金の預金整理 | 第六条 | 預金利子 |
| 第七条 | 小切手の支払 | 第八条 | 小切手の様式及び作成 |
| 第九条 | 他の金融機関への預金 | 第十条 | 当座貸越しに関する特約 |
| 第十一条 | 出納事務または収納事務の一部の再委託 | | |
| 第十二条 | 指定代理金融機関等の指定の協議 | | |
| 第十三条 | 公金の出納事務等の再委託契約の届出 | | |
| 第十四条 | 指定代理金融機関の店舗の名称・位置等の変更の届出 | | |
| 第十五条 | 公金の出納事務取扱経費 | 第十六条 | 損害賠償責任 |
| 第十七条 | 公金の担保 | 第十八条 | 担保権の行使 |
| 第十九条 | 契約期間 | | |
| 第二十条 | 契約の終了または解除に伴う事務引継及び担保の返還 | | |
| 第二十一条 | 協議事項 | | |

(大多喜武男著『指定金融機関制度と地方会計の実務』(学陽書房、昭和40年)を参考に事務局作成)

指定金融機関契約について

指定金融機関規約のひながた(1/6)

〇〇市の公金の出納の事務及び預金の取扱いに関する契約書

〇〇市を甲とし、〇〇市指定金融機関株式会社〇〇銀行を乙として、〇〇市の公金の出納の事務及び預金の取扱いについて次のとおり契約を締結する。

(出納事務及び預金取扱上の原則)

第一条 乙は、この契約に基づくほか、法令及び〇〇市公金取扱金融機関事務取扱要領その他〇〇市長(以下「市長」という。)の定める財務に関する諸規程に従って、〇〇市の公金(以下「公金」という。)の出納の事務並びにこれに係る預金の取扱いをするものとする。

(出納事務等を取り扱う店舗)

第二条 乙は、次に掲げる店舗において、それぞれ下欄に掲げる事務取扱をするものとする。

| 店舗名 | 取扱事務の範囲 |
|--------------|-------------------------|
| 〇〇店 | 公金の出納の事務取扱の総括及び預金の整理の事務 |
| 〇〇店、〇〇店及び〇〇店 | 公金の出納の事務 |
| 〇〇店、〇〇店及び〇〇店 | 公金の収納の事務 |

2 乙は、前項の店舗の名称若しくは位置の変更またはその廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に通知するものとする。

指定金融機関契約について

指定金融機関規約のひながた(2/6)

(派出所の設置)

第三条 乙は、次に掲げる場所に、当該各号に掲げる数の所属職員を派出して、公金の出納の事務を取り扱うものとする。ただし、臨時に必要があるときは、甲乙協議のうえ派出員の数を増減することができる。

- 一 市役所内 〇〇名
- 二 市役所〇〇支所内 〇〇名

2 乙は、前項に定める場所のほか、市長の定める場所に、市長の定める数の所属職員を派出して、公金の出納の事務を取り扱うものとする。

(派出所の出納事務取扱時間)

第四条 前条第一項に規定する派出所におけるこの公金の出納の事務の取扱時間は、平日の午前九時から午後三時までとする。ただし、会計管理者または支所担当出納員(以下「会計管理者等」という。)の請求があるときは、その取扱時間を変更することができる。

2 前条第二項に規定する派出所における公金の出納の事務の取扱時間は、会計管理者が別に定めるものとする。

(公金の預金整理)

第五条 乙は、その出納取扱店(派出所を含む。以下同じ。)または収納取扱店において公金を収納したときは、総括店に振り替えるまでの間これを当該店舗における甲の無利息の別段預金として整理するものとする。

2 乙は、その総括店において、その出納取扱店または収納取扱店からその収納に係る公金の振替を受けたときは、甲の当座預金として整理するものとする。指定代理金融機関または収納代理金融機関からその収納に係る公金の振替を受けたときもまた同様に処理するものとする。

3 乙は、会計管理者の通知に基づき、前項の預金を他の預金に組み替えるものとする。

指定金融機関契約について

指定金融機関規約のひながた(3/6)

(預金利子)

第六条 乙は、当座預金以外の預金に対しては、市中金利による利子を付し、甲の指定する日までに甲に支払うものとする。

(小切手の支払)

第七条 乙は、会計管理者等から小切手を振り出した旨の通知を受けたときは、当該通知に係る金額を第五条第二項の当座預金から小切手未払未済資金口としての当座預金に組み替えるものとする。

2 乙は、会計管理者等の振り出した小切手の呈示を受けたときは、前項の当座預金から払い出して、その支払をするものとする。

3 前項の支払は、複記のいかんにかかわらず、小切手の所定の金額欄に記載された金額により行うものとする。

(小切手の様式及び作成)

第八条 会計管理者等が振り出す小切手の様式及び規格は、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の小切手の用紙は、乙が作成するものとする。

(他の金融機関への預金)

第九条 甲は、必要により、第五条第二項の預金の一部を他の者に払い出して預金することができる。

(当座貸越しに関する特約)

第十条 乙は、甲の支払資金に不足を生じた場合には、金〇万円を限度として、その支払に応ずるものとする。

2 前項の借越額に対しては、甲は、市中銀行の一般当座貸越利率による利子を乙に支払うものとする。

指定金融機関契約について

指定金融機関規約のひながた(4/6)

(出納事務または収納事務の一部の再委託)

- 第十一条 市長は、乙をして、その取り扱う公金の出納の事務の一部を、別に市長が指定する金融機関に取り扱わせることができるものとする。
- 2 市長は、乙をして、その取り扱う公金の収納の事務の一部を、別に市長が指定する金融機関に取り扱わせることができるものとする。
- 3 市長は、前二項の金融機関を指定するときはあわせて当該金融機関について、第一項または第二項の事務を取り扱う事務の取りまとめをする店舗を指定するものとする。

(指定代理金融機関等の指定の協議)

第十二条 甲は、指定代理金融機関または収納代理金融機関を指定しようとするときは、これらの金融機関の取り扱う事務の範囲その他公金の出納の事務の一部または公金の収納の事務の一部の取扱いに関する契約の基本的事項について、あらかじめ、乙の意見をきくものとする。

(公金の出納事務等の再委託契約の届出)

第十三条 乙は、指定代理金融機関または収納代理金融機関と、公金の収納の事務の一部の委託に関する契約を締結したときは、直ちに、当該契約の写を添えて、その旨を届け出るものとする。

(指定代理金融機関の店舗の名称・位置等の変更の届出)

- 第十四条 乙は、指定代理金融機関または収納代理金融機関からその店舗の名称若しくは位置の変更またはその廃止をする旨の通知を受けたときは、直ちにその旨を甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、指定代理金融機関または収納代理金融機関がその指定を取り消された場合等において、その事務の引継を完了したときは、直ちにその旨を甲に届け出るものとする。

指定金融機関契約について

指定金融機関規約のひながた(5/6)

(公金の出納事務取扱経費)

第十五条 甲は、乙の行なう公金の出納の事務の取扱いに要する一般的経費については、これを負担しないものとする。ただし、次の掲げる経費については、乙の請求に基づいて、毎年、一月、四月、七月及び十月の四回にそれぞれ月の前三月分を取りまとめこれを支払うものとする。

- 一 会計管理者等の通知により乙または指定代理金融機関が行なう隔地払及び口座振替払に要した経費の実費
- 二 乙が会計管理者の請求に基づき、その職員を競争事業の現場等へ臨時に派出した場合の当該職員の旅費

(損害賠償責任)

第十六条 乙は、公金の出納の事務について甲に損害を及ぼしたときは、甲に対してその賠償をするものとする。

ある自治体の契約例

第〇条 乙は、公金の収納及び支払の事務並びに預金の取扱いについて甲に損害を及ぼしたときは、甲に対してその賠償をするものとする。

(担保)

第十七条 乙は、公金の出納の担保として現金〇〇円または額面金額〇〇円に相当する〇〇公債証券を甲に提供するものとする。

ある自治体の契約例

第〇条 乙は、甲に対して現金5億円又は額面金額5億円に相当する日本国債を担保として提供するものとする。

(担保権の行使)

第十八条 乙が、この契約に基づく義務を履行しないときは、甲は、前条の担保を処分して賠償に充当し、なお、不足額のあるときは、これを追納させることができる。

ある自治体の契約例

第〇条 乙が、この契約に基づく義務を履行しないときは、甲は、担保を処分して賠償に充当し、なお不足のあるときは、これを追納させることができる。

指定金融機関契約について

指定金融機関規約のひながた(6/6)

(契約期間)

第十九条 この契約期間は、この契約の締結の日から起算して一年とする。期間満了前三箇月までに当事者の一方からこの契約を終了させる旨の意思を表示しないときは、この契約は更新したものとみなし、さらに次の一年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(契約の終了または解除に伴う事務引継及び担保の返還)

第二十条 この契約が終了したとき、またはこの契約を解除したときは、乙は、直ちに公金の出納の事務及び預金の状況を示す書類を作成し、証拠書類及び残高預金を添えて甲に引継をするものとする。

2 前項の引継が完了したときは、甲は、乙の提供した担保を即時乙に返還するものとする。

(協議事項)

第二十一条 この契約に定めのない事項に関しては、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本証書二通を作成し、甲乙各その一通を保存するものとする。

平成 年 月 日

甲

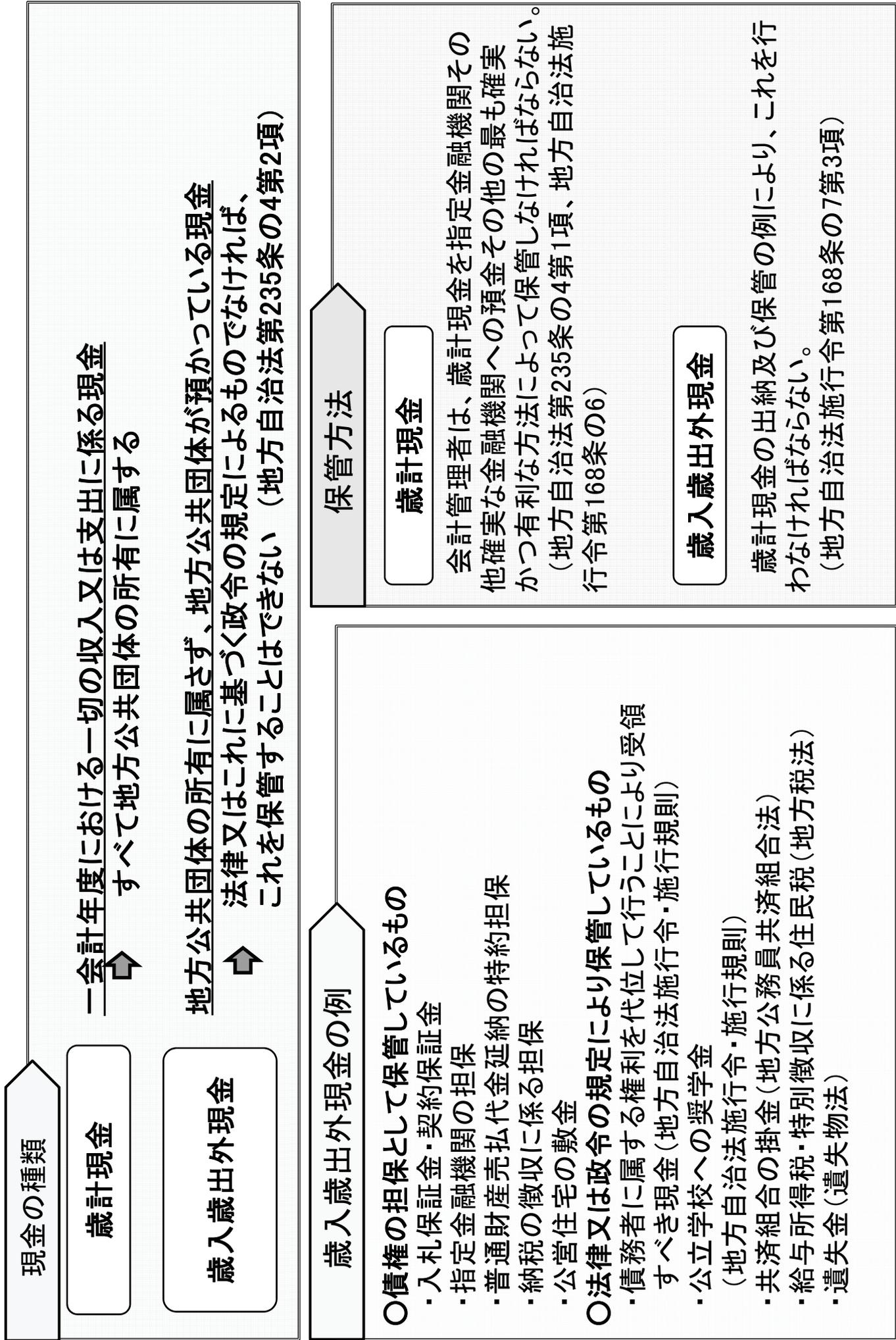
〇〇市長 〇〇〇〇印
〇〇市会計管理者 〇〇〇〇印

乙

乙株式会社〇〇銀行
取締役頭取 〇〇〇〇印

(大多喜武男著『指定金融機関制度と地方会計の実務』(学陽書房、昭和40年)を参考に事務局作成)

歳計現金及び歳入歳出外現金



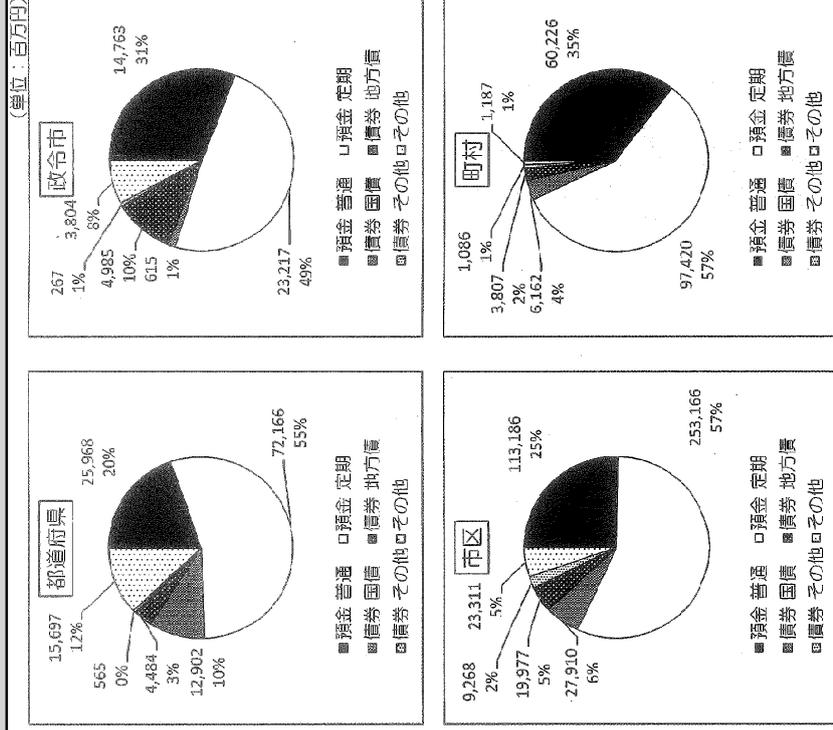
現金の運用について（1/2）

- ・「基金」とは、①特定目的のために財産を維持又は積立て、②定額の資金を運用するために設けるものであり、地方公共団体の財産の財産の一種である。
 - ・基金の収益や管理に要する経費は歳入歳出予算に計上しなければならぬこととされ、会計年度に拘束されず、処分することが可能である。
 - ・基金は、特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならぬ。
- （地方自治法第241条第1項、第2項）

基金の例

- 財政調整基金
 - 減債基金
 - 社会資本等整備基金
 - 東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金
 - 地球温暖化対策推進基金
 - アジア人材育成基金
 - 後期高齢者医療財政安定化基金
 - 障害者自立支援対策臨時特例基金
 - 緊急雇用創出事業臨時特例基金
 - 用品調達基金
- （東京都「平成25年度資金管理計画」から抜粋）

基金の平成23年度末現在高及び管理状況



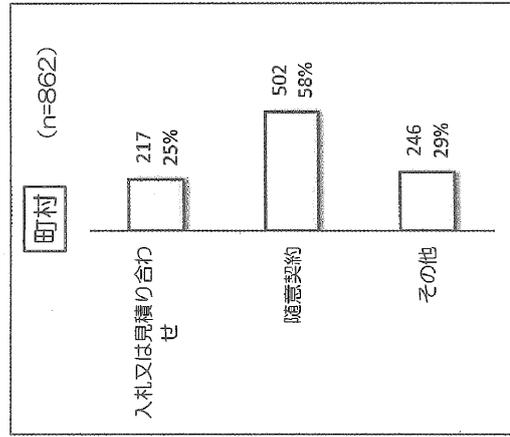
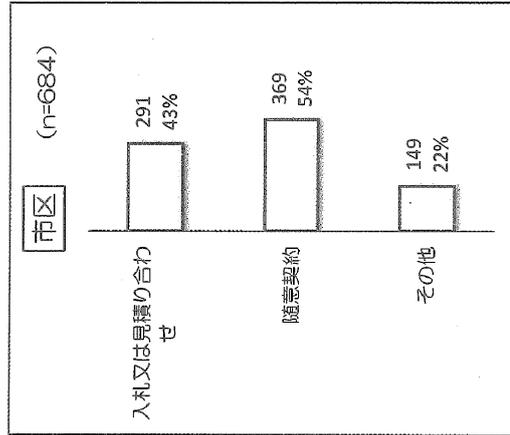
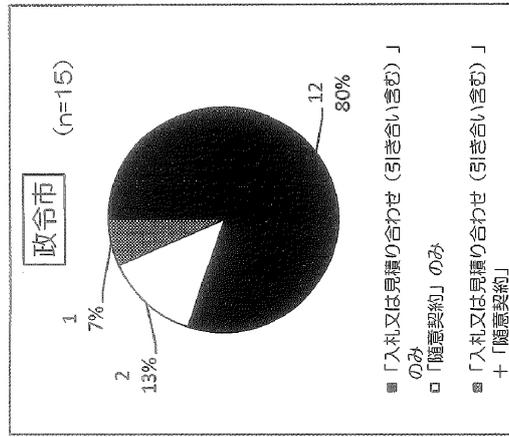
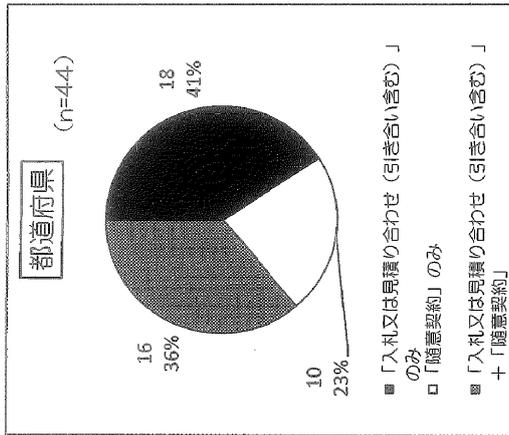
※グラフは現金合計（財政調整基金・減債基金・その他特定目的基金）の管理状況を示したものである。
 （注1）減債基金の「満期一括償還金積立額」については計上されていない。
 （注2）上記グラフは回答があったものを集計したものであり、都道府県及び政令市の一部団体において、内訳について未回答又は非公表の団体があるため、実際の構成とは異なる可能性がある。

（出典）高橋智英「自治体における資金運用の現状及び地方支援業務の今後の展望
 ～「公金運用に関するアンケート」結果報告～」（地方財協協会「公企企業」2013.3）

現金の運用について (2/2)

定期預金先金融機関の選定方法

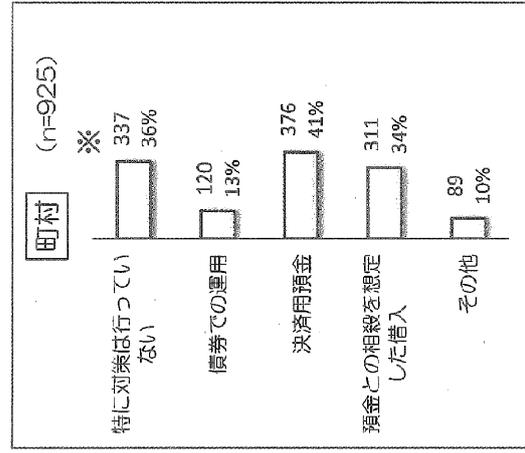
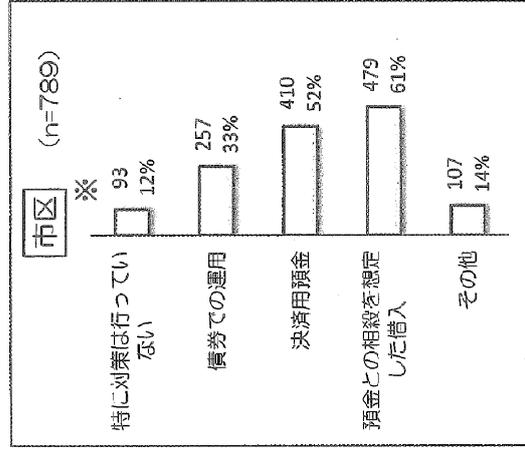
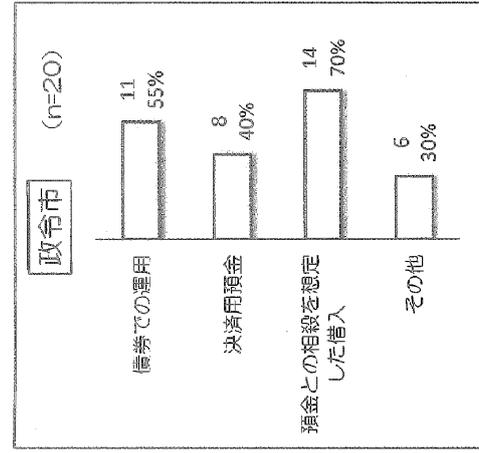
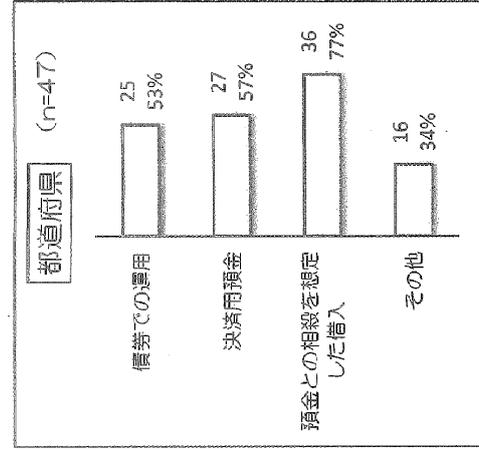
(前ページで基金の運用方法として定期預金があったとしたものが対象)



※都道府県及び政令市については、「その他」と回答のあったものについては電話により詳細を確認し、「入札又は見積り合わせ」又は「随意契約」に再区分した。

(出典) 高橋前掲書

パイオフ対策の状況



※「特に対策は行っていない」と回答していても、複数選択を可能としていたため「債券での運用」や「決済用預金」などを併せて選択しているところもあった。その他にも「金融機関の財務諸表で経営状況を把握」「公金管理運用基準により金融機関を選定」などの対策がみられた。

(出典) 高橋前掲書

金銭債権の消滅時効について（地方自治法第236条）

- 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利及び地方公共団体の権利に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、時効に関し他の法律に定めがあるものを除き、債権不行使の状態が5年間継続するときは、時効により消滅する。（※）

（※）「時効に関し他の法律に定めがあるもの」の具体例

【公法上の権利】

- ▷ 国の金銭債権（会計法第30条）・・・5年
- ▷ 地方税の徴収金に係る債権（地方税法第18条）・・・5年
- ▷ 地方公務員共済組合の共済年金（地方公務員等共済組合法第169条第1項）・・・7年
- ▷ 国民健康保険の保険料等（国民健康保険法第110条第1項）・・・2年
- ▷ 道路法による負担金等（道路法第73条第5項）・・・5年

【私法上の権利】

- ▷ 一般の債権（民法第167条第1項）・・・10年
- ▷ 短期消滅時効に係る債権（民法第170条～第174条）・・・3年～1年
- ▷ 不法行為による損害賠償請求権（民法第724条）・・・損害及び加害者を知った時から3年、不法行為の時より20年
- ▷ 一般の商事債権（商法第522条）・・・5年
- ▷ 手形上の請求権（手形法第70条）・・・引受人に対するものは3年、裏書人・振出人に対するものは1年

留意点

- 普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権の消滅時効に関しては、その援用を必要とせず、及びその利益を放棄することができない。
- 普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権に係る消滅時効の中断、停止等について、適用すべき法律がないときは、民法の規定が準用される。（時効の遡及効、時効の起算点等）
- 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促には、絶対的な時効中断の効力が認められている。

金銭債権の消滅時効に関する判例について

水道料金債権の消滅時効

地方自治体が有する金銭債権であっても、私法上の金銭債権に当たるものについては民法の消滅時効に関する規定が適用されるものと解される(中略)、水道供給事業者としての被控訴人の地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、控訴人と被控訴人との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、被控訴人が有する水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

(平成13年5月22日 最高裁判例)

公立病院の診療に関する債権の消滅時効

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係といふべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170条1号により3年と解すべきである。

(平成17年11月21日 最高裁判例)

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権の消滅時効

国または、公共団体が国家賠償法に基づき損害賠償責任を負う関係は、実質上、民法上の不法行為により損害を賠償すべき関係と性質を同じくするものであるから、国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は、私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権ではなく、したがって、その消滅時効については、地方自治法第236条第2項にいう「法律に特別の定めがある場合」として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

(昭和46年11月30日 最高裁判例)

地方公共団体の財産について

地方自治法における「財産」

●公有財産 ●物品 ●債権 ●基金

⇒地方公共団体の財産は、原則として、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは若しくは支払手段としてこれを譲渡し、又は適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないこととされている。(法237条②)

⇒地方公共団体の財産は、原則として、信託をすることはできないこととされている。(法237条③)

公有財産

(公有財産の例)

- ① 不動産、
- ② 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機、
- ③ ①②の従物、
- ④ 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利、
- ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利、
- ⑥ 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利、
- ⑦ 出資による権利、
- ⑧ 財産の信託の受益権

⇒これらは、行政財産(地方公共団体が公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産)と普通財産(行政財産以外の一切の財産)に分類される。

物品

- ・地方公共団体が所有する動産であって、①現金(現金に代えて納付される証券を含む)、②公有財産に属するもの、③基金に属するもの、以外のもの
- ・物品に関する事務に従事する職員は、取り扱う物品を地方公共団体から譲り受けることはできない。

債権

- ・金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利
- ・地方公共団体は、債権について、督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない
- ※ただし、地方税等に関する債権には適用されない。

基金

- ・①特定の目的のために財産を維持又は積立て、②定額の資金を運用するために設けるもの。
- ・基金は会計年度に拘束されず処分することが可能

行政財産又は普通財産の管理又は処分について

行政財産と普通財産の別

- ・公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。(法238条③)
- ・行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。(法238条④)

行政財産

- ・行政財産は、原則として、これを貸付け、交換し、売払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

(貸付けができる場合(例))

- ・地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上
- に当該地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- ・行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けるとき

- ・行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

※借地借家法の適用はない。

※公用又は公共用に供すため必要が生じたとき等は、許可の取消が可能。

※なお、取消しにより生じた損失を補償しない旨の条件を付しておくことが適当であるとする行政実例がある。

(昭38.12.19)

普通財産

- ・普通財産は、これを貸付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

- ・普通財産を貸し付けた場合において、貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、貸付け契約を解除することができる。

※貸付け契約を解除した場合においては、借受人は、これによって生じた損失について補償を求めることができる。(貸付け以外の方法によって普通財産を使用させる場合も同様。)

- ・一定の用途及びその用途に供しななければならない期間及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもこれをその用途に供しないとき、又は用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、地方公共団体の長は契約を解除することができる。(売払いや譲渡の場合も同様。)

債権について

地方公共団体の債権

- ・地方自治法第9章における「債権」とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。(法240条①)
- ・地方公共団体の長は、債権について、政令(※1)で定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。(法240条②)
- ・地方公共団体の長は、債権について、政令(※2)の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。(法240条③)

政令で規定されている主な事項

(※1)

- ・「督促」：履行期限までに履行しない場合には、期限を指定して督促しなければならない。
- ・「強制執行等」：督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行の手続きをとる等の措置をとらなければならない。

(※2)

- ・「徴収停止」：履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものであって、債権金額が少額であって取立てに要する費用に満たないと認められる場合には、以後その保全又は取立てをしないことができる。
- ・「債務免除」：履行期限の延長をした債権であって、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又は無資力に近い状態であり、かつ弁済することができ、見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる。なお、この規定によらずに債権放棄する場合には、条例で定める場合を除くほか、議会の議決を要する。